都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した 施設整備促進に関する検討会

中間とりまとめ

平成30年2月

目次

1		はし	۵۶۱۰ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I
п		鉄道	駅におけるバリアフリー化を取り巻く状況	1
	1	. 鉄	道事業者の経営環境	1
		(1)	夜間人口及び生産年齢人口の推移と予測	2
		(2)	高齢者、障害者の現状	2
		(3)	鉄道事業の輸送人員、営業収益、設備投資等の推移	2
		(4)	鉄道事業に求められる設備投資の見通し	3
	2	. /ĭ	リアフリー化の進捗状況と費用負担の現状	4
		(1)	鉄道駅のバリアフリー化の目標	4
		(2)	支援制度の概要とバリアフリー化の実施状況	5
	3	. /ĭ	リアフリー化に関する情勢の変化	6
		(1)	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画等	6
		(2)	バリアフリー法・交通バリアフリー基準の改正の検討	7
Ш			求められるバリアフリー化に係る費用負担のあり方	
	1		益者負担の検討の必要性	
		(1)	国・地方公共団体の財政状況と費用負担の実績	
		(2)	鉄道事業者による CSR としての実施について	
		(3)	沿線自治体、沿線住民等による負担について	8
		(4)	利用者による負担について	9
	2	. /ĭ	リアフリー化による受益の内容及び費用の負担に対する考え方	9
		(1)	鉄道事業者及び有識者の意見	10
		(2)	消費者団体ヒアリング	10
		(3)	仮想的市場評価法 (CVM) による利用者の支払意思の調査	11
IV	•	新た	な利用者負担制度の検討	12
_ •				12
	•	(1)	既存の利用者負担制度の考え方	
		(2)	高度なバリアフリーに係る利用者負担の仕組みの方向性	

2	. 新	たな利用者負担制度の検討素案	14
	(1)	制度の目的・趣旨	15
	(2)	対象設備	15
	(3)	対象旅客	16
	(4)	総徴収限度額、徴収期間、透明性の確保	16
3	. 新	たな利用者負担制度(検討素案)に対する関係者の主な意見	16
	(1)	新たな利用者負担制度の導入について(総論)	17
	(2)	負担を求める範囲(対象設備・対象旅客)	18
	(3)	総徴収限度額、徴収期間、利用者の納得感・透明性の確保	19
	(4)	新たな料金収受に係る技術的課題等	19
	(5)	その他現行の補助制度との関係性等について	20
V	結語		21
参考	資料		22
委員	名簿		65
検討	会開	催状況	66

I はじめに

2020年に迫った東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、昨年2月にはユニバーサルデザイン2020行動計画が関係閣僚会議において決定され、これまで以上に高い水準のバリアフリー化の推進が求められている。一方で、近年の都心回帰の傾向により都市部の鉄道では混雑や遅延対策が改めて課題となっている。

今後、高齢化率のさらなる上昇が見込まれるほか、社会全体のワークスタイルの変化や観光先進国の実現を含めた都市の国際競争力の強化の必要性が高まっている中で、都市鉄道に対する利用者ニーズが一層多様化、高度化していくことが考えられる。

これまでバリアフリー化については、国、地方公共団体、鉄道事業者の三者が、バリアフリー法¹に基づくそれぞれの責務を踏まえ費用負担を行うとの基本的な考え方により、障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセス等の確保が進んできた。また、混雑・遅延対策については、特定都市鉄道整備積立金制度の活用による輸送力増強や、まちづくりと連携した駅改良を含む様々な取組により、一定の成果が挙がっているところである。しかしながら、これらの投資は必ずしも事業者の収益につながらないものであり、国、地方公共団体の厳しい財政事情も踏まえれば、今後、人口減少を背景とした輸送人員の減少が懸念される中で、一層高度化する利用者のニーズに的確かつ迅速に対応することが困難となることが予想される。

そこで、利用者ニーズの高度化に対応した設備投資を加速化し、安全・安心で快適な都市鉄道を早期に実現する環境を整備するため、受益者負担の観点から新たな費用負担のあり方等について検討を行うことを目的とし、本検討会を設置した。

本検討会では、バリアフリー化について先行的に議論を行うこととし、事業者ヒアリング・消費者団体ヒアリングを含めこれまでに7回の検討会を開催してきたが、今般、バリアフリー設備整備に関する新たな費用負担のあり方について、その方向性を中間的にとりまとめた。

Ⅱ 鉄道駅におけるバリアフリー化を取り巻く状況

- 1. 鉄道事業者の経営環境
 - ◆ 夜間人口については、近畿圏や中部圏は既に減少局面にあり、首都圏及び福岡県も長期的には減少が見込まれている。生産年齢人口の減少は全地域で進行し

¹ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)

ている。

- ◆ 高齢化率については、今後継続して増加傾向にあり、2060年には40%に達する 見込み。高齢者の就業者数及び就業者総数に占める割合も増加しており、高齢 者の移動ニーズは増加。障害者についても増加傾向にあり、移動ニーズも高い。
- ◆ 鉄道事業者においては、足下の経営環境は比較的堅調であるものの、老朽化した車両やインフラ施設の更新といった安全運行に必要となる恒常的な設備投資に加え、バリアフリー設備の新設・維持・更新コストの増大が見込まれる。
- ◆ 一方で、人口減少により長期的には運賃収入の拡大が見込めないことなどから、 今後の経営環境は厳しくなることが予想される。特に、既に人口減少局面を迎 えている近畿圏や中部圏では、首都圏と比べ厳しい状況にある。

(1) 夜間人口及び生産年齢人口の推移と予測

- 夜間人口は、首都圏及び福岡県は平成 27 年(2015 年)をピークに減少することが見込まれており、同年の実績値は推計を上回ったが、長期的には減少見込みである。一方、近畿圏及び中部圏は平成 22 年(2010 年)をピークに減少局面にあるとみられる。
- 生産年齢人口は、首都圏及び福岡県は平成 12 年(2000 年)をピークに、近畿 圏及び中部圏は平成 7 年(1995 年)をピークに減少傾向にある。

(2) 高齢者、障害者の現状

- 高齢化率は 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック後には 30%を超え、 2060 年には 40%に達する見込みである。また、平成 27 年 (2015 年) の高齢 者の就業者数及び就業者総数に占める割合は、ともに過去最高であり、特に高齢者の約 40%がほぼ毎日外出し、外出の際に公共交通機関を利用している状況である。
- 障害者については、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも増加傾向であり、今後も増加する見込みである。また、障害者の過半が週1回以上外出している状況である。

(3) 鉄道事業の輸送人員、営業収益、設備投資等の推移

○ 東京メトロを除く関東大手民鉄²8社の輸送人員の合計は、平成3年(1991年)

² 大手民鉄:東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電 鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電 鉄、阪神電気鉄道、西日本鉄道の 16 社。

をピークに、その後は横ばいから微増となっている。営業収益は、低金利や都心回帰等を背景に近年堅調に推移しているが、バリアフリー設備を含む安全・サービス関連投資の割合が増加傾向にある。一方で、営業費用における人件費の割合は平成13年(2001年)頃から減少しているが、近年は横ばいとなっており、下げ止まりを見せている。

- 近畿圏大手民鉄5社の輸送人員の合計は、雇用環境の改善や訪日外国人旅客等により直近は増加しているが、平成3年(1991年)のピーク時から大きく減少しており、また、営業収益も平成8年(1996年)をピークに減少に転じ、近年は横ばいとなっている。設備投資については、そのほとんどを安全・サービス関連投資が占めており、将来の輸送人員の減少見込みを反映して輸送力増強等の投資はごくわずかにとどまる。営業費用における人件費の割合は横ばいが続いている。
- JR東日本、JR東海、JR西日本の3社は、輸送人員・営業収益ともに堅調に推移しているが、安全関連投資額が増加傾向にあり、JR東日本で2,000億円を超す大規模な安全関連投資を行っている。

(4) 鉄道事業に求められる設備投資の見通し

- ① 安全運行のための恒常的な設備投資
 - 例えば車両についてみると、大手民鉄 16 社でも、約7割が法定耐用年数 (13年)を超えている。地域別にみると、関東大手民鉄9社(東京メトロを含む。)でも、法定耐用年数を超える車両は約70%であるが、このうち導入後30年を超える車両は約10%程度にとどまる。一方、関東以外の大手民鉄7社では、法定耐用年数を超える車両は約85%であり、このうち導入後30年を超える車両が約40%、40年を超える車両が約20%も存在している。
 - またトンネルについてみると、老朽化が進んでおり、現在でも全トンネル のうち半数以上が法定耐用年数(鉄筋コンクリート造で 60 年)を超えて おり、20 年後には全トンネルのうち約8割が超える見通しである。

② バリアフリー設備の新設・維持・更新に係る設備投資

○ 今後、これまで整備してきた設備が更新時期を迎えること、また、設備の 増加に伴い維持費も増加していくことから、維持更新費の増加が見込まれ る。一定の仮定の下に行った試算によれば、平成30年度(2018年度)以降は、維持・更新費に概ね600億円/年(JR本州3社、大手民鉄16社、公営8者³の合計)を要し、維持更新費だけでこれまでの整備費に迫る規模となっている。

○ さらに、高齢化の急速な進展とともに、利用者ニーズが高度化することで、 これまで以上の設備投資費用(新設費)が必要となることが見込まれる。

2. バリアフリー化の進捗状況と費用負担の現状

- ◆ バリアフリー法では、新設・大規模改良を行う駅についてはバリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準⁴への適合を義務づけ、既存の駅については基準適合に努めることを定めている。
- ◆ バリアフリー法に基づく基本方針⁵により、平成32年度(2020年度)までに 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅については原則としてバリ アフリー化(駅の出入口からホームへの1ルート以上の段差解消、障害者対 応型トイレ、誘導用ブロック等)することが目標とされている。
- ◆ ホームドアについては、交通政策基本計画⁶において、1日当たりの平均利用 者数が10万人以上の駅について優先的に整備し、平成32年度までに約800 駅を整備することが目標とされている。
- ◆ これらの目標を達成するため、バリアフリー法に基づく国、地方公共団体、 鉄道事業者のそれぞれの責務を踏まえ、国及び地方公共団体が鉄道事業者に 対して補助制度等による支援を実施している。これにより、着実に整備が進 捗しており、障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセス等の確保が進んでき ているが、経営環境と同様地域差もみられる。
- (1) 鉄道駅のバリアフリー化の目標
- バリアフリー法では、鉄道事業者は、鉄道駅を新設又は大規模改良する場合、 交通バリアフリー基準に適合したものとしなければならないこととされている。
- 一方、既存の旅客施設(大規模改良を行わない場合)については、交通バリア

³ 仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市の8交通局

⁴ 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 111 号)

⁵ 移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号)

⁶交通政策基本法(平成25年法律第92号)に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)

フリー基準に適合するよう努めなければならないこととされており、バリアフリー法に基づく基本方針において、既存の旅客施設を含む整備目標が定められている。

- 具体的には、平成32年度(2020年度)までに、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅について、原則としてバリアフリー化(駅の出入口からホームまでの1ルート以上の段差解消、障害者対応型トイレ、誘導用ブロック、点状ブロック等による転落防止措置等)を実施することが目標とされている。
- 基本方針では、転落防止のための設備の整備についても言及はあるものの、ホームドアについては、「車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する」として、具体的な目標は定めていない。
- その後、交通政策基本計画において、転落事故の約半数を占める、1日当たりの平均利用者数が10万人以上の駅について、ホームドアを優先的に整備することとされており、平成32年度(2020年度)までに約800駅(利用者数を問わない)を整備することが目標とされている。

(2) 支援制度の概要とバリアフリー化の実施状況

- バリアフリー設備に対する投資は、新線建設等とは異なり、輸送人員の増大につながらず、収益向上に直結しないものの、社会的要請の高いものである。このため、バリアフリー法では、国は、バリアフリー化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずる努力義務を、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずる努力義務を規定している。
- このため、交通バリアフリー基準への適合が努力義務である既存の駅については、上述の政府目標を達成するため、バリアフリー法に基づく国、地方公共団体、鉄道事業者のそれぞれの責務を踏まえ、国及び地方公共団体が鉄道事業者に対して補助制度等による支援を実施している。
- 平成28年度末(2016年度末)現在、段差解消については87%(実質解消¹94%)、 誘導用ブロックについては94%、障害者対応型トイレについては84%が整備 されており、障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセス等の確保が進んでいる

⁷ エレベーターの寸法等が交通バリアフリー基準に適合されていないが、実質的に段差が解消されている駅

が、大手民鉄では関東の整備率が高い等、地域による違いも存在している。

○ ホームドアについては、平成 28 年度末(2016 年度末)時点で 686 駅に整備済であり、交通政策基本計画で目標とされている平成 32 年度(2020 年度)までに約 800 駅の設置については達成見込みではあるものの、大手民鉄では関東の整備率が高い等、地域による違いも存在している。

3. バリアフリー化に関する情勢の変化

- ◆ 近年、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画をはじめとする各種政府計画において、障害者権利条約の理念や超高齢化社会への対応、観光先進国の実現、災害に強くしなやかな国づくりなど様々な観点から、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりの推進やバリアフリー水準の底上げが求められている。
- ◆ このため、現在、バリアフリー法及び交通バリアフリー基準の改正等が検討 されている。

(1) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画等

- 平成 29 年(2017 年) 2月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、共生社会を実現するため、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリー化の推進を二つの柱とする「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定された。
- 同行動計画においては、障害者権利条約の理念、超高齢化社会への対応のほか、観光先進国を実現するためには障害者、高齢者、家族連れや重い荷物をもった人などすべての旅行者が快適に観光を満喫できる環境整備が必要であること、また、災害に強くしなやかな国づくりを行うべきことなど様々な観点から、ユニバーサルデザインの重要性が示された。
- 具体的には、バリアフリー水準の底上げを図り東京大会のレガシーとして 残していくこと、バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進 や一億総活躍社会の実現の視点を入れた検討、スパイラルアップや、交通バ リアフリー基準・ガイドラインの改正等が謳われている。
- このほか、観光立国推進基本計画(平成29年3月閣議決定)、国土強靱化アクションプラン2017等においても、同様の施策が位置づけられている。

- (2) バリアフリー法・交通バリアフリー基準の改正の検討
 - (1)を踏まえ、現在、バリアフリー法の改正が検討されており、また、バリアフリー基準についても、障害当事者からの要望を踏まえ、現在、一定の場合に複数のバリアフリー化ルートの整備や乗換えルートのバリアフリー化、現行の基準では著しい滞留が発生する一定の場合のエレベーターの大型化等について、基準化も視野に検討が行われている。

Ⅲ 今後求められるバリアフリー化に係る費用負担のあり方

- 1. 受益者負担の検討の必要性
 - ◆ これまでは、国、地方公共団体による補助制度等により、着実にバリアフリー化が進捗してきているが、鉄道事業者の負担が1/3以上となっている場合が少なくなく、また、国、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にある。
 - ◆ バリアフリー化については、直接的に収益に結びつかないほか、投資市場において定量的な評価が困難であり、今後の事業者の経営環境を踏まえると、CSR・企業努力の中で進めていく場合、整備速度が遅くなってしまう等の課題がある。
 - ◆ 国や地方公共団体の厳しい財政状況の中で今後さらに高度化が見込まれる バリアフリー化のニーズに迅速に対応するためには、受益者負担の観点から、費用負担のあり方について検討が必要である。
 - ◆ その際、沿線地域への受益が比較的大きい新線建設・新駅設置等であれば、 沿線自治体や開発者に受益者負担を求めた例もあるが、バリアフリー化が沿 線地域にもたらす受益はそれほど大きくない。
 - ◆ そこで、鉄道利用者への受益者負担を中心に検討を実施。既存の利用者負担制度(実態上、利用者に負担を転嫁しているものを含む。以下「既存の利用者負担制度」という。)では、受益者負担の原則に基づき受益の広がりに応じて利用者に負担を求める制度となっていることから、バリアフリー設備の利用者への受益の内容や範囲等について整理することが必要である。
 - (1) 国・地方公共団体の財政状況と費用負担の実績
 - 政府では、厳しい財政状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2017 (骨太方針 2017)」(平成 29 年 6 月閣議決定)において、「(国・地方を合わせた)基礎的財政収支(プライマリーバランス)について、2020 年度までに黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す」という財

政健全化目標が掲げられており、歳出削減が求められている。

- こうした中、一般会計歳出の主要経費の推移をみると、急激な高齢化の進展を背景として社会保障給付費(年金、医療、介護等)は大きく増加している一方、公共事業関係予算(当初予算ベース)は、平成28年度には平成9年度比約40%減となっており、このうち、鉄道局公共事業関係費は、平成13年度から平成29年度までの16年間で約30%減と厳しい状況にある。
- 地方公共団体においても、社会保障費を含む「民生費」の割合が増大しているほか、経常収支比率が高い比率となっており、財政の硬直化傾向が見られる。また、財政力指数については、首都圏、中部圏、近畿圏、九州圏とも微増傾向にあるが、地域差もあり、首都圏に比べ西日本が低い傾向にある。
- 上述のとおり、これまでは、国、地方公共団体、鉄道事業者の三者が費用負担を行うとの基本的な考え方の下、着実にバリアフリー化が進捗してきており、現行の補助制度において補助率は1/3を基本としているが、地方公共団体によってはバリアフリー補助の要綱等で補助額の上限等を定めている場合があり、鉄道事業者の負担割合が3割を超える事例は少なくない。
- また、鉄道事業者から、財政状況が厳しく費用負担に消極的な自治体がある との意見や、補助対象外経費も含めれば実際は過半を負担しているとの指 摘もあった。

(2) 鉄道事業者による CSR としての実施について

- 鉄道事業者においては、バリアフリー化は、直接的、定量的に収益に結びつかないため、投資家の評価は総じて限定的であり、様々な設備投資が求められている中で CSR・企業努力の中で進めていく場合、バリアフリー化のみを優先することはできず、整備速度が遅くなってしまう課題があるとの意見があった。
- また、近年、投資決定プロセスにおいて CSR や ESG (環境、社会、ガバナンス) を評価する動きは拡大しているものの、CSR のガイドラインである ISO26000 においてバリアフリー化は明確な位置づけは無いなど、投資市場 における評価は困難である。

(3) 沿線自治体、沿線住民等による負担について

○ 沿線自治体・沿線住民・開発者が負担している事例は、沿線地域への受益が

比較的大きい新線建設・新駅設置等に限られており、バリアフリー化が沿線 の路線価の向上に寄与するとは必ずしも言えないことから、同様に受益者負 担を求めるのは困難と考えられる。

【沿線自治体による受益者負担の事例】

- 地域住民等の受益が比較的大きく、地域の強い要望を受けたものについて、沿線自治体が費用を負担している事例がある(つくばエクスプレス、JR東日本小田栄駅等)。
- 仙台市では、法人市民税(法人税割)の超過課税収入の1/2に相当する額を基金として積み立て、地下鉄建設の出資金等に充てている。

【沿線住民・開発者等による受益者負担の事例】

- 地域住民の負担事例としては、旧都市計画法に基づき一定地域以内の住 民・商店に負担金を求めた大阪市営地下鉄御堂筋線の事例がある。
- 宅地開発等の沿線開発と一体的に行われた新線建設・新駅設置等については、開発者が一定の費用負担をしている事例がある(多摩ニュータウン線、神戸市高速鉄道、東京メトロ日比谷線虎ノ門新駅、東京メトロ日比谷駅改良等)。

(4) 利用者による負担について

○ 既存の利用者負担制度についてみると、受益者負担の原則に基づき受益の広がりに応じて利用者に負担を求める制度となっており、バリアフリー化に係る利用者負担の検討においても、バリアフリー設備の利用者への受益の内容や範囲等について整理することが必要との意見があった。(既存の利用者負担制度については12頁参照)

2. バリアフリー化による受益の内容及び費用の負担に対する考え方

◆ バリアフリー化の受益と負担の関係については、鉄道事業者から、バリアフリー化は社会福祉施策であり、従来どおり国、地方公共団体、事業者が三位一体で負担すべきではないかとの意見があった。また、利用者負担を求める場合、お客様の公平感・納得感を得ることが重要であり、その受益は設備の利用者に限られ、広く負担を求められないのではないかとの意見がある一方、ユニバーサルなものとして広く理解を得られるのではないかとの意見があった。

- ◆ 有識者委員からは、高齢になった際などの将来的な利用も含め、設備を利用 し得る(利用を排除されない)という受益(オプション価値)があり、受益 の範囲を広くとらえるべきではないかとの指摘があった。また、在来線のホ ームドアについては輸送障害減少による遅延防止等の波及効果があるとの 意見があった。
- ◆ 消費者団体のアンケート結果から、バリアフリー化による受益を負担することについて、利用者に一定の理解があることが示された。
- ◆ また、複数ルートの段差解消やホームドア等、利用者ニーズの高まりが想定 されるバリアフリー化について検討会で実施した仮想的市場評価法(CVM) による調査により、これらの設備整備費に対する利用者の支払意思が確認さ れた。

(1) 鉄道事業者及び有識者の意見

- 鉄道事業者からは、バリアフリー化は社会福祉施策であり、従来どおり国、地方公共団体、事業者が三位一体で負担すべきではないかとの意見があった。また、利用者負担を求める場合、お客様の公平感・納得感を得ることが重要であり、その受益は当該施設利用者に限られ、他の駅の利用者に負担を求めることは受益と負担が一致しないのではないかとの意見がある一方、ユニバーサルなものとして広く理解を得られるのではないかとの意見もあった。また、今後のバリアフリー整備全体の考え方(どのような基準でどの範囲まで整備するのか)について、明確化しておくべきではないかという意見があった。
- 有識者委員からは、日常的に利用しないバリアフリー設備にも、体調が悪いとき等には利用できるといった受益(オプション価値)があるのではないか、また、ある瞬間の受益と負担の関係のみならず、若い人はいずれ高齢者になることや、重い荷物を持つ必要が生じた際にも外出したくなることなども含め、時間軸を広げて検討してもよいのではないかとの意見があった。
- また、高齢者や観光客増加等により利用者と受益者のずれが縮小してきており、今後、高齢化の進展等に伴い、受益者の拡大が想定されるとの指摘があったほか、在来線のホームドアについては輸送障害減少による遅延防止の波及効果があるとの意見があった。

(2) 消費者団体の意見

○ 消費者団体からは、アンケート調査の結果、バリアフリー化費用については、

事業者、国・自治体、利用者の三者が応分に負担すべきとの意見が一番多かったものの、バリアフリー化の必要性の高まりにあわせ利用者も広く薄く負担してもいいのではないか、また、多少でも負担することで心のバリアフリー化への理解が進むのではないかという意見もあり、利用者のニーズの高い施設整備の推進に対する負担には一定程度の理解がある旨が示された。

- 負担を求めるに当たっては、バリアフリー化の費用を運賃に埋没させず分離して、第三者がチェックの上 HP 等で使途を公表するなど、利用者に目的・ 負担の見える化を行い、納得感を得る必要があるとの意見があった。
- また、ユニバーサルデザインとの関係を含め、対象者や必要な設備などを明確にし、有限で貴重な資源を優先的かつ効率的に使う必要があるとの意見があった。

(3) 仮想的市場評価法 (CVM) による利用者の支払意思の調査

- 検討会においては、近年、利用者ニーズが高まっており、または今後利用者ニーズの高まりが想定される、より一層高い水準のバリアフリー(以下「高度なバリアフリー」という。)の例として、(ア)複数ルートの段差解消、エレベーターの大型化もしくは複数設置、又はエスカレーターの設置及び(イ)ホームドアの整備を想定し、これらについて、非市場財の代表的な調査手法である仮想的市場評価法(CVM)により、利用者の支払意思額(価値)及び支払動機(価値の内容)の調査を行った。
- 調査の結果、(ア)(イ)のいずれについても、日常的に利用しない駅を含め、 1乗車当たり十数円程度の支払意思が確認された。
- また、支払動機については、将来的な利用も含め、設備を利用し得ることを 受益として支払う意思(オプション価値)が確認された。また、自らは利用 しないが他の利用者のために費用を負担する意思(代位価値)についても確 認された。
- 本調査結果については今後更に詳細な分析を行い、新たな利用者負担制度の検討に反映させる必要がある。

【調査内容】(58 頁参照)

① 目的

高度なバリアフリー施設整備費に対する支払意思額を推定するととも に、直接的利用価値以外の支払意思(オプション価値、代位価値)の有

無を確認

② 調査対象者

首都圏 500 名、近畿圏 500 名 (インターネット調査)

- ③ 調査内容
 - 日常的に利用している駅(週1回以上)と、自分が日常的に利用している駅(週1回未満)を想定
 - 上記の駅の(ア)複数ルートの段差解消、エレベーターの大型化もしくは複数設置、又はエスカレーターの設置及び(イ)ホームドアの整備に対する支払意思額を調査
- ④ 調査結果
 - 日常的に利用している駅(週1回以上)における支払意思額
 - (ア) 複数ルート化等 …1乗車あたり19.3円
 - (イ) ホームドアの整備…1乗車あたり21.3円
 - 日常的に利用していない駅(週1回未満)における支払意思額
 - (ア) 複数ルート化等 …1乗車あたり14.5円
 - (イ) ホームドアの整備…1乗車あたり15.3円

Ⅳ 新たな利用者負担制度の検討

- 1. 利用者負担の仕組みの方向性について
 - ◆ 高度なバリアフリー化については、整備の一律の義務づけや事業者間の負担 の平準化は想定していないため、再生可能エネルギー固定価格買取制度等の ように、利用者全体を受益者として広く負担を求めたり、運賃・料金体系と は別途特別な負担金等を創設することは困難であると考えられる。
 - ◆ したがって、空港ターミナルにおける旅客取扱施設使用料や鉄道の新線建設 に係る加算運賃制度のように、受益を合理的に想定できる範囲で、高度なバ リアフリー整備の負担を求めることとし、運賃・料金体系の中で、事業者の 任意の判断により、運賃とは別途負担を求めることができる仕組みを検討す ることが適当であると考えられる。
 - (1) 既存の利用者負担制度の考え方
 - 既存の利用者負担制度のうち、「再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT)」においては、再生エネルギーの買取りを事業者に義務づけており、 受益が全国的に広がることから、広範囲に負担を求めている。また、費用負

担の地域間・事業者間の平準化を実施するため、料金体系と切り離した負担金制度を創設している。その他、電気通信における「ユニバーサルサービス交付金制度」のように、ユニバーサルサービスの全国的な提供を一部の事業者に義務付け、これらの事業者のユニバーサルサービスの収支の赤字の一部について、受益する事業者に対して負担を求める制度がある。

- 一方、サービスが全国的に義務づけられておらず、かつ、環境価値のように 受益が均てんするものでない場合には、主な受益は整備区域等に限定され る。このような場合において、多額の費用がかかるが、整備区域等の利用者 (利用し得る者等を含む)に大きな受益がある場合に、事業者の判断により、 通常の運賃とは別途、受益者に負担を求めることができるとする例がある。
- 例えば、「空港ターミナルにおける旅客取扱施設使用料」においては、多額の費用がかかる大規模改修等について、費用と収入の便益関係を明確にするため、施設使用料を徴収可能としている。また、鉄道の新線建設に係る多額の資本費については、受益と負担の均衡を図るため、新線利用者から基本運賃とは別途、加算運賃を徴収可能としている。

【参考事例①】(サービス等の性格や義務づけにより受益が全国的なもの)

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)

全国的に再生可能エネルギーの利用を促進しエネルギー安全保障の強化や環境負荷の低減を図ることが不可欠なことから、再生可能エネルギー電気の買取りを一部の電気事業者に義務づけた上で、電気事業者間の負担の平準化を図るため、費用調整のための特別の措置(納付金・交付金制度)を講じている。また、電気事業者は、再生可能エネルギーの利用の促進に伴う利益を享受する電気利用者全体に負担を求めることができることとしている。

○ 電気通信におけるユニバーサルサービス交付金制度

加入電話等、公衆電話、緊急通報といった国民生活に不可欠であるため日本全国における提供を確保すべきユニバーサルサービスについて、その提供を一部の電気通信事業者に義務づけている。これらの電気通信事業者が提供するユニバーサルサービスの収支の赤字の一部について、その提供に係る設備と接続することにより受益を得ている主要な電気通信事業者(携帯電話事業者等)に対しても負担を求める制度を創設している。なお、当該携帯電話事業者等は、その事業者の判断により負担の

原資を最終利用者に転嫁している。

【参考事例②】(受益が整備範囲等に限定されるもの)

○ 空港ターミナルにおける旅客取扱施設使用料

航空旅客ターミナルビルの施設維持に要する費用は、航空事業者からの施設使用料等により賄い、旅客は運賃を通じて費用を負担しているが、 大規模改修時の多額の費用については、費用と収入の便益関係を明確に するため、航空旅客が使用する施設については旅客取扱施設使用料とし て空港利用者から徴収可能としている。

○ 鉄道の新線建設に係る加算運賃制度

鉄道の施設維持に要する費用は、旅客は基本運賃を通じて費用を負担しているが、新線建設に係る多額の資本費については、受益と負担の均衡を図るため、新線利用者から基本運賃とは別途加算運賃を徴収可能としている。

(2) 高度なバリアフリーに係る利用者負担の仕組みの方向性

- 高度なバリアフリーについては、既存駅も含めて一律の整備を義務づける ことは想定しておらず、環境価値のように受益が均てんするものでもない ため、鉄道利用者全体を受益者として全国的に、一律に負担を求めることは 利用者の理解を得ることが難しいと考えられる。
- また、費用負担の地域間・事業者間の平準化を求めるものではないため、運 賃・料金体系とは別途特別な負担金等を利用者に求めることは利用者の理 解を得ることが難しいと考えられる。
- したがって、空港ターミナルにおける旅客取扱施設使用料や鉄道の新線建設に係る加算運賃制度のように、受益を合理的に想定できる範囲で、高度なバリアフリー整備の負担を求めることとし、運賃・料金体系の中で、事業者の任意の判断により、運賃とは別途負担を求めることができる仕組みを検討することが適当であると考えられる。

2. 新たな利用者負担制度の検討素案

◆ 障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセスの確保を大きく上回るなど、利用者の利便性、安全性及び快適性向上に著しく寄与すると認められるものを、鉄道施設の高度なバリアフリー化と位置づける。

◆ こうした整備に対する利用者ニーズの高まりや、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成29年2月関係閣僚会議決定)等、共生社会の実現に向けた社会的要請を踏まえ、高度バリアフリー料金(仮称)を創設し、高度なバリアフリー化による利便性、安全性及び快適性の向上が合理的に想定される利用者に対し一定の負担を求めることができることとすることにより、利用者全体のより一層安全で快適な移動に資する高度なバリアフリー化の早期実現を促進する。

(1) 制度の目的・趣旨

- 鉄道のバリアフリー設備については、駅の出入口からホームまでの1ルートの段差解消をはじめ着実に進捗しているが、近年、ユニバーサルデザイン2020 行動計画をはじめ各種政府計画において、障害者権利条約の理念や超高齢化社会への対応、観光先進国の実現、災害に強くしなやかな国づくりなど様々な観点から、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりの推進、バリアフリー水準の底上げに対する社会的要請が高まっている。
- また、利用者においても、バリアフリーやユニバーサルデザインに関するニーズ・意識が高まっており、今後、高齢化の進展等に伴い、より高い水準のユニバーサルデザイン化の要請が更に高まることも想定される。
- このため、高度バリアフリー料金(仮称)を創設し、高度なバリアフリー化による利便性、安全性及び快適性の向上が合理的に想定される利用者に対し一定の負担を求めることができることとすることにより、利用者ニーズに応じた高度なバリアフリー化の早期実現を促進する。

(2) 対象設備

- 障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセスの確保を大きく上回るなど、利用者の利便性、安全性及び快適性向上に著しく寄与すると認められる設備を対象とする。
- 具体的には、複数ルートや乗換えルートの段差解消、エレベーターの容量の拡大、エスカレーター・ホームドアの一層の普及等について、補助制度との関係及び高度化の内容に留意しつつ、対象とする方向で検討を行う。
- 設備の維持・更新については、バリアフリー設備の持続的な整備に資するよう、制度の整合性に留意しつつ対象とすることについて検討を行う。

(3) 対象旅客

- 対象設備により利便性、安全性及び快適性の向上が図られることが合理的に想定される者を基本とし、具体的な範囲は、利用者の納得感、技術的な課題、運賃・料金体系との整合性に留意して今後検討する。
- 例えば、高度なバリアフリー設備整備対象駅で乗降(・乗換)するなど駅毎に負担を求める方法や、一定の整備を行う路線・区間毎に負担を求める方法が考えられる。また、事業者単位で広く負担を求める方法については、運賃改定との違いを整理することが課題である。

(4) 総徴収限度額、徴収期間、透明性の確保

- 総徴収限度額は、制度の目的を踏まえ、対象設備の整備費用を超えない範囲 とする。
- 料金は、対象設備による利便性、快適性の向上の対価であり、徴収期間は、 設備の供用開始後から総徴収限度額の回収が終了するまでを限度とする方 向で検討。
- 加算運賃等における考え方を参考とし、整備計画の段階で料金を利用者に 公表するとともに、徴収開始後も一定期間毎に徴収額、充当率等を国におい てチェックした上で公表する。

3. 新たな利用者負担制度(検討素案)に対する関係者の主な意見

- ◆ 新たな制度の方向性については、バリアフリー化に関する受益は一定程度限 定的であるため、合理的に受益が想定される範囲で負担を求める方向性は妥 当であり、利用者が負担を納得できる意義・説明が重要との意見があった。
- ◆ また、社会的要請を受け行う利用者の受益となる施策の迅速な実施のためには、通常の運賃改定では迅速に対応することは困難であり、現行の補助制度に加えて新たな仕組みが有効であるとの意見があった。一方、高度なバリアフリー化についても従来のバリアフリー化と同様に社会福祉施策であるため、補助制度の適用により整備すべきとの意見があった。また、設備の維持・更新については、現行の補助制度の拡充が望ましいとの意見があった。
- ◆ 負担を求める範囲(対象設備・対象旅客)については、消費者団体から、路 線毎の方が日常的な鉄道利用における支払方法として自然ではないかとの 意見があった。

- ◆ また、鉄道事業者からは、既に整備された駅があること、ホームドアについては路線の輸送安定性に寄与すること、駅毎の収受は技術的な課題が多いこと等から、各設備の整備計画について路線単位等でトータルで負担の対象とする方法がよいのではないかとの意見があった。
- ◆ 総徴収限度額については、利用者の過度な負担増とならないよう、現行制度 とのバランスに配慮すべきとの意見があった。
- ◆ このほか、複数の鉄道事業者の相互直通運転の進展や IC カードによる運賃等の徴収の範囲が拡大している中、新たな利用者負担制度の導入に当たっては、運賃・料金収受に係る運用上の課題や、システム改修に係る技術面・費用面の課題があるとの意見があった。
- ◆ また、新たな利用者負担制度の導入によって、バリアフリー化について補助制度による支援が得にくくなる等の問題が生じないよう、現行制度との整合性に留意すべきとの意見があった。
- (1) 新たな利用者負担制度の導入について(総論)
 - 有識者委員からは、バリアフリー化による受益は外部性の観点からみても 一定程度限定的にならざるを得ないため、合理的に受益が想定される範囲 で負担を求める方向性は妥当であるとの意見や、受益の定義や受益者の範 囲についての説明、また、負担金の実額が重要であるとの意見があった。
 - 消費者団体からは、利用者ニーズを受けた整備について利用者も応分の負担をすべきであり、方向性はよいが、鉄道事業者の投資内容は消費者に見えにくく理解しづらいため、利用者が負担を納得できる意義・説明が重要との意見があった。
 - 鉄道事業者からは、制度の導入に積極的な意見として次のような意見があった。
 - 短期間での実施が求められる社会的要請に伴う施策や、利用者にとって 大きな受益となる施策については、現行の補助制度に加えて新たな仕組 みが有効。
 - 限られた財源の中で更なるバリアフリー化を早急に進めるためには、通常の運賃改定では迅速に対応することは困難であり、新たな受益者負担制度の創設が不可欠。
 - ユニバーサルなものとして路線単位など広く負担を求めることの方が 理解を得られるのではないか。

- 料金と位置づける場合、選択の自由が無い点で従来の料金と異なる面が あるが、利用者にとり費用負担の明確化が図られるのではないか。
- 一方、制度の導入には課題があるとの意見として鉄道事業者から次のよう な意見があった。
 - 高度なバリアフリー化についても従来のバリアフリー化と同様に社会 福祉施策であるため、補助制度の適用により整備すべき。また、設備の 維持・更新については現行の補助制度の拡充が望ましい。
 - 都市部とローカル線など事業エリアが広い一方、整備を行う駅は限定的であり、特定の地域等に限定して負担を求めることは困難。
 - バリアフリー化の受益は限定的であり利用者の理解を得づらい。
 - バリアフリーの整備費用は、本来は社会全体で負担すべきものであり、 利用者負担制度の導入は、利用者にとっては「値上げ」と受け止められ る可能性が高いため、国が責任を持って理解を広く国民に求める必要が ある。
 - 経営状況等、鉄道事業者各社の事情に拘らず公平に活用できる制度とすべき。
 - 制度の活用が困難な事業者に不公平が生じないような配慮が必要。
 - 他社が導入する場合を含むシステム改修の費用負担や技術的課題、補助制度の縮小・自治体支援の減少、競争条件への影響等を懸念。

(2) 負担を求める範囲(対象設備・対象旅客)

- 消費者団体から、駅毎に整備の有無に応じて支払いの有無を設定する仕組みは日常的な鉄道利用における支払方法として馴染まず、順次乗る毎に負担金により徐々に利用しやすい路線になっていくといった自然な形がよいのではないかとの意見があった。
- 鉄道事業者からは、以下の理由から、路線・区間毎や事業者毎に利用者全体 から収受する方がよいのではないかとの意見があった。
 - 既に整備された駅と今後整備する駅が混在しているため、路線毎の方が 公平感・納得感が高いのではないか。
 - 同じ設備でも駅毎に整備費用が大きく異なるため駅毎に負担額が変わることは利用者の納得感を得づらいのではないか。
 - ホームドアについては路線の輸送安定性に寄与することから路線毎の

方が納得が得られやすいのではないか。

- 駅毎の収受は技術的な課題が多いのではないか。
- 受益の範囲を広く柔軟に捉えるのであれば、事業者毎に収受するという 考え方もあるのではないか。
- 対象設備については、整備条件が整った路線単位等で整備することが考えられるホームドアについては制度を適用しやすいとの意見のほか、エレベーター、エスカレーター、ホームドア(駅の構造や利用者数等に応じ固定柵、センサー等の転落防止設備を含む。)等を路線単位等でトータルで負担の対象とする方がよいのではないかとの意見があった。
- 更新については、今後の更新費の増大を踏まえ対象とすることが望ましいが、高度化の内容について検討が必要との意見があった。

(3) 総徴収限度額、徴収期間、利用者の納得感・透明性の確保

- 総徴収限度額については、利用者の過度な負担増とならないよう、現行制度とのバランスに配慮すべきであり、事業費のうち補助対象経費の事業者負担分を上限とすべきとの意見がある一方、補助対象となっていない支障物移転工事費等も対象とすべきとの意見もあった。
- 徴収期間については、路線毎に収受する場合、全ての施設の供用開始後からの収受とすると受益と負担のタイムラグが大きいのではないかとの意見があった。
- 透明性の確保については、検討素案の内容(加算運賃制度を参考に、整備計画・料金を利用者に公表するとともに、一定期間毎に徴収額、充当率等を公表)を実施すべきとの意見等があった。
- また、受益と負担の納得感については、バリアフリー化により駅の中だけでなくまちとのつながりの部分もよくなるということや、デザイン・使いやすさの向上などバリアフリーを機に成熟した良いまちになったと実感を持ってもらうことが重要との意見があった。

(4) 新たな料金収受に係る技術的課題等

○ 鉄道事業者から、新たな料金の収受に当たっては、駅毎か路線毎か等の負担 を求める範囲のほか、磁気乗車券/IC 乗車券、定期/定期外といった収受方 法に応じ、運賃・料金収受に係る運用上の課題や、システム改修に係る技術 的な課題があるとの指摘があった。

【主な技術的課題等】

- Suica 等の現行の IC 乗車券は、運賃のみを収受する仕組みとなっているため、運賃と料金を同時に収受する仕組みの開発及びそれに伴う自動改札機、券売機等の改修が必要となる。
- Suica 等の現行の IC 乗車券は、乗車駅から降車駅までの経路が複数ある場合、最も安い経路の運賃を収受する仕組みとなっている。このため、料金の上乗せ後において最も安い経路となっていなければ新たな料金の収受ができない等の課題がある。
- 新たな料金を駅ごとに収受する場合、整備対象駅(A駅)が手前にあるケースでは、その駅より遠い駅(B駅)までに要する費用が安価となる可能性があり、B駅までの切符でA駅で途中下車する場合の対応が課題である。
- 徴収期間について、年度途中の場合であっても総徴収限度額の回収終了までを限度とすることには、技術的な課題がある。
- また、システム改修には相当の期間や費用がかかるため、システム改修をタイムリーにできず、個別のバリアフリー施設の整備毎に徴収の開始・終了を行うことは現実的でないとの意見があった。さらに、相互直通運転等を行っている場合自社が制度を適用しなくても改修が必要となるなど他社が導入する場合も含めた費用負担の問題や、システム自体への負荷が過大となることを懸念する意見もあった。
- 一方、システムの複雑さや改修頻度は制度設計や収受範囲等にもよることや、システム上の問題が新たな制度の導入に制約を与えるべきではないとの指摘もあったことから、引き続き関係者間で検討を深度化する必要がある。

(5) その他現行の補助制度との関係性等について

- 制度の活用については、民間企業の設備投資や資金調達の自主性は尊重されるべきであり、任意に活用できる制度とすべきとの意見が多かった。
- 新たな利用者負担制度の導入によって、バリアフリー化について国・地方公 共団体の支援が得にくくなる等の問題が生じないよう、現行制度との整合 性に留意すべきとの意見があった。

- また、現行補助制度について、地方公共団体の補助金の上限や費用負担に消極的な地方公共団体、協議の長期化等について国から地方公共団体への働きかけを引き続き行うことが必要であるとの意見や、施工期間確保のため交付決定時期の前倒しができないかとの意見があった。
- その他、利用者負担制度はシステム改修や運用面で多々困難があり、制度を利用できない事業者が出ることが想定される。事業者において確実な財源確保の方策が整わない中で、設備整備の目標を掲げて財源確保の責務を負わせることのないようにするべきとの意見があった。

Ⅴ 結語

以上のとおり、ユニバーサルデザインの推進に向けた社会的要請の高まりや、利用者ニーズの高度化等、バリアフリー化を取り巻く環境は大きく変化しており、高度なバリアフリー化について、利用者に一定の負担を求めて迅速な整備を実現することについて、利用者に一定の理解があることが明らかとなった。バリアフリー化のニーズは、高齢化の進展等に伴い、質的にも面的にも、今後も更に拡大するとともに、バリアフリー化の受益者も同時に拡大していくことが想定される。

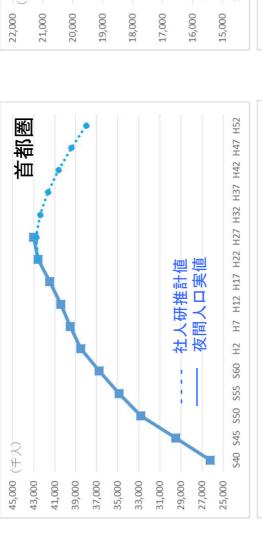
このため、今後の検討の方向性としては、従来のバリアフリー化については、現行補助制度について指摘された課題にも留意しつつ、高齢者、障害者等の最低限の物理的な鉄道アクセスの確保を図る観点から、引き続き現行の補助制度等により着実に整備を推進するとともに、利用者全体のより一層安全で快適な移動に資する高度なバリアフリー化については、その性格を踏まえ、利用者に一定の負担を求めることができる仕組みを創設することについて、補助制度との関係を含め検討する必要があると考えられる。

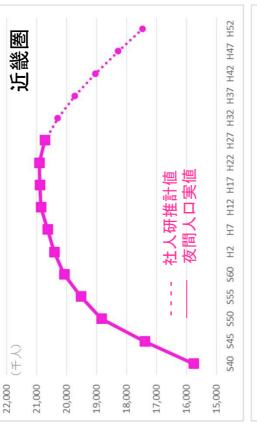
新たな利用者負担制度については、利用者理解の確保、負担を求める範囲の整理、補助制度との関係性、技術的な課題等、様々な課題が指摘されたところである。今後、こうした観点から、関係者間で検討を深度化することが必要であり、最終とりまとめに向けて、利用者等の意見を幅広く聴取し、適切に検討に反映するとともに、検討会とは別途、実務的な検討を行うこととする。

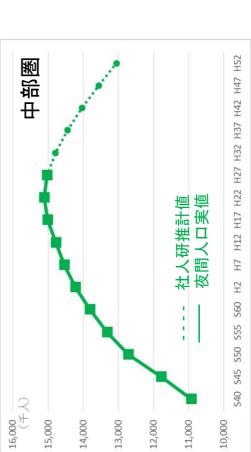
また、今後の本検討会においては、遅延・混雑対策等の利用者ニーズの高度化についても、これまでの議論を踏まえつつ、設備投資を加速化するための新たな費用 負担のあり方等について検討を行うこととする。

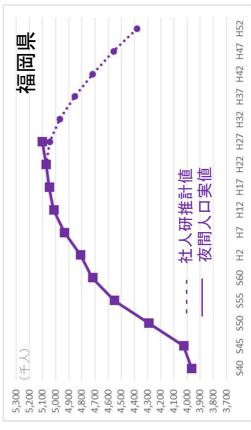


同年の実績値は推計を上回ったが、 長期的には減少見込み。近畿圏及び中部圏はH22年をピークに減少局面にあるとみられる。 〇首都圏及び福岡県はH27年をピークに減少が見込まれており、





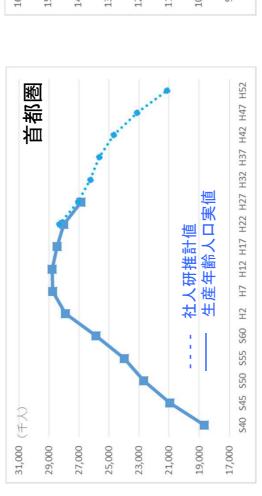


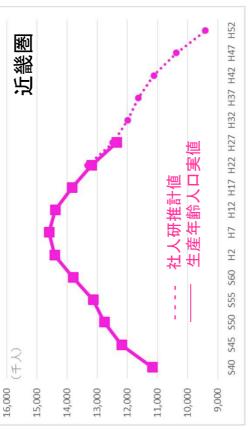


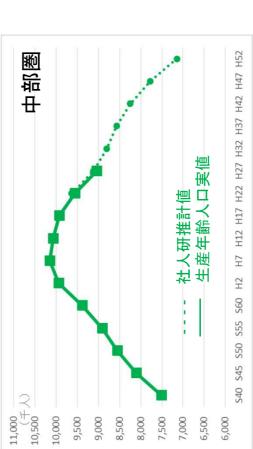
(出典)国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25年3月推計)」 (注1)夜間人口は、国勢調査実施時に調査の地域に常住している人口を指す。 (注2)首都圏は茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川、近畿圏は滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山、中部圏は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を指す。

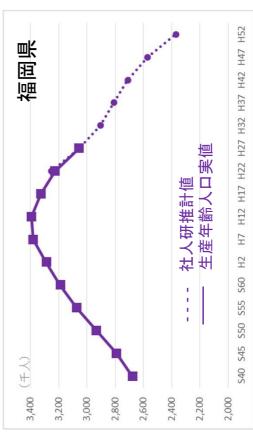
生産年齢人口(12~64歳)の推移と予測

こ、近畿圏及び中部圏はH7年をピークに減少傾向にある。 首都圏及び福岡県はH12年をピーク









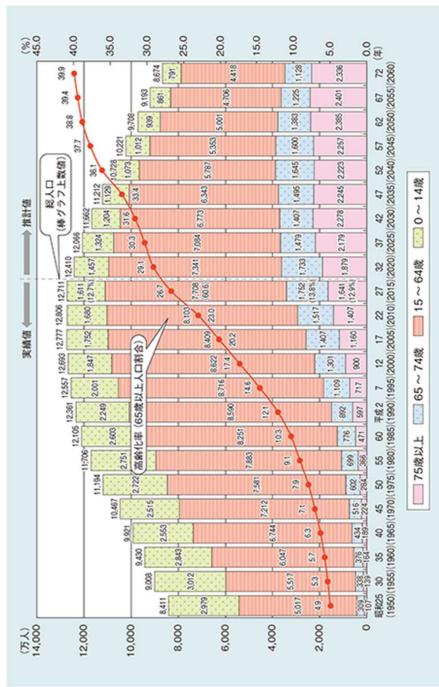
00

急速な高齢化の進展

(中政 2005年 (平成27年)の高齢者数は約3,400万人、高齢化率は26.7%であり、 17年・バリアフリー法施行前年)に比して800万人強(30%強)増加。また、高齢化率も6.5%上昇。 2015年 こ進展。 〇我が国の高齢化は急速

〇今後も高齢化率は上昇を続け、東京オリンピック・パラリンピック後には30%を超え、2060年には40%近くに達する見込

〇特に、75歳以上の後期高齢者については、2025年(平成37年)に2,179万人(約18%)に達し、人数、人口比率ともに上 高齢者数も今後、約30年間は伸び続けると推計。 見込み。 异寸る. . of



資料:2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計(平成27年国勢調査人口連根集計による人口を基準とした平成27年10月1 日現在確定値)」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定 による推計結果 (注) 1950年~2010年の総数は年齢不評を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不評を除いている。 出典:平成28年版高齢社会

出典:平成28年版高齡社会白書

出典:第1回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会(H29.3.15)資料

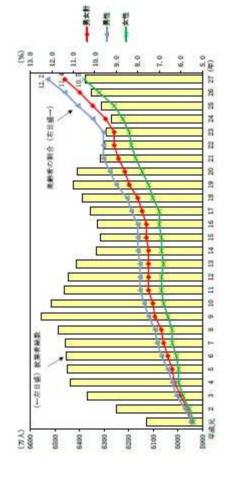
障害者の増加等(2)(高齢者 m 野 が

▽高齢者の就業

ともに過去最高。 〇平成27年の高齢者の就業者数・就業者総数に占める割合は、

就業者総数に占める高齢者の割合の推移(平成元年~27年)





報報 日 日

出典:総務省 統計トピックスNo.97「統計からみた我が国の高齢者(65歳以上)

E

26 27

5

8

17 18 19

10 11

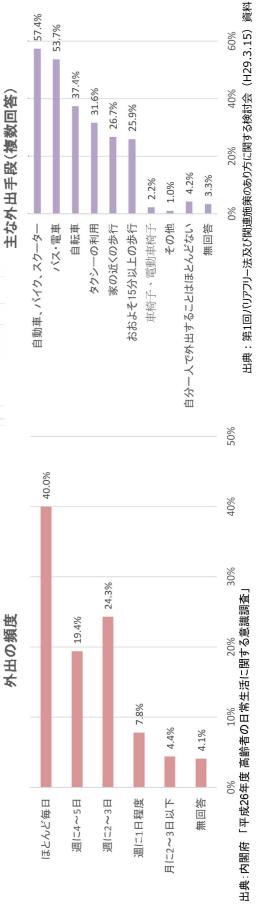
6 8

40

IR

▶高齢者の外出状況

こ1回以上外出する人の合計は90%超。また、外出の際、多くの人が公共交通機関を利用。 〇高齢者のうち、40%がほぼ毎日外出し、週1



80%

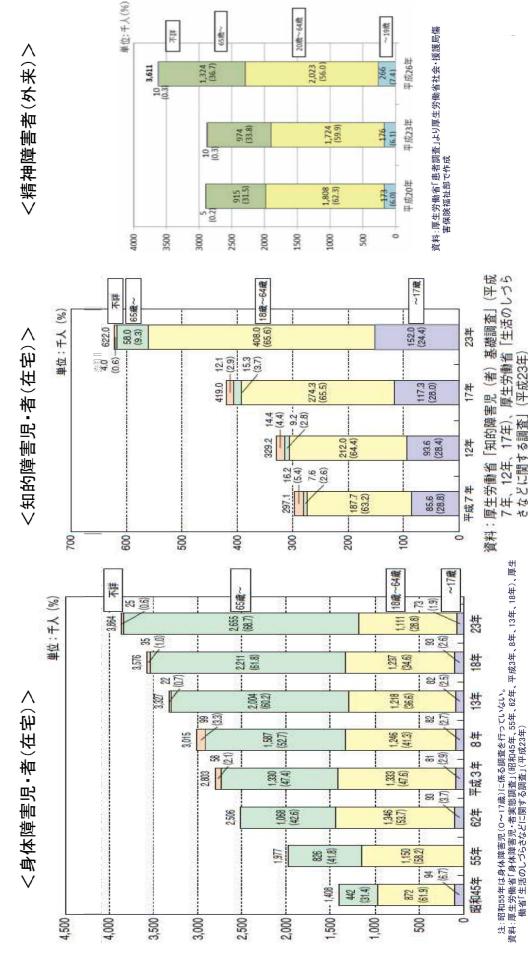
8

99

障害者の増加等3(障害者 部が 旭

障害者数の増加 A

〇平成23年の身体障害者数は約386万4千人で、平成18年に比して約29万人(8.1%)増。また、知的、精神障害者数も増加しており、今後も障害者数は増加することが見込まれる。



資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成7年、12年、17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

出典:第1回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会(H29.3.15)資料



障害者の増加等(4) (障害者) **邮幣**

▶障害者の外出の状況

〇障害者の外出状況をみると、65歳未満では全体の92.5%、65歳以上では全体の82.3%が頻度にかかわらず外出。 〇また、週に1回以上外出する人の割合は、65歳未満で77.0%、65歳以上で58.2%と過半を占める。

(65歳米浦)

(65歳以上(年齢不詳を合む))

						手帳非所持						手帳非所持
	総数	障害者手帳	障害者手帳の種類		(複数回答)	る、自立対域が対象が	総数	障害者手帳	障害者手	障害者手帳の種類(複	(複数回答)	で、自立対域が存在
		所持者	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手 帳	滅ぎびずを 受けている 者		所持者	身体障害者 手帳	寮育手帳	精神障害者 保健福祉手 帳	接給(1) 等を 受けて(1)る 者
上来 00×	4, 202	3,971	2, 408	1, 139	852	231	6, 199	5, 779	5, 454	126	303	420
ብላይነ ጟ ሂ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	, 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
Ú	1, 308	1, 247	174	370	194	19	808	774	731	16	46	34
□	31. 1%	31.4%	32. 1%	32. 5%	22. 8%	26. 4%	13.0%	13. 4%	13. 4%	12. 7%	15. 2%	8. 1%
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1, 230	1, 145	721	288	245	92	1, 457	1, 366	1, 307	21	45	91
	29. 3%	28.8%	29. 9%	25.3%	28.8%	36.8%	23. 5%	23.6%	24.0%	16. 7%	14.9%	21. 7%
中は口っ、「一間囲べ	669	999	375	172	183	37	1, 348	1, 248	1, 189	20	53	100
週間 一~70個点	16.6%	16. 7%	15.6%	15. 1%	21.5%	, 16.0%	21. 7%	21.6%	21.8%	15.9%	17.5%	23.8%
	198	179	96	55	54	19	378	356	334	10	22	22
2週间に1~20性浸	4. 7%	4.5%	4. 0%	4. 6%	6.3%	8. 2%	6. 1%	6.2%	6. 1%	7.9%	7.3%	5. 2%
	297	284	170	107	63	13	791	730	669	23	33	61
17万円 1.~2日年区	7. 1%	7.2%	7.1%	9. 4%	7. 4%	5.6%	12.8%	12.6%	12. 7%	18.3%	10.9%	14.5%
₩ 1	154	146	88	45	40	8	318	294	277	8	14	24
ものが	3. 7%	3. 7%	3. 7%	4.0%	4. 7%	3.5%	5. 1%	5. 1%	5. 1%	6.3%	4.6%	5. 7%
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	100	97	64	22	28	<u>е</u>	209	453	418		46	99
ントロフトマンタン	2. 4%	2. 4%	2. 7%	1.9%	3.3%	1.3%	8. 2%	7.8%	7. 7%	8. 7%	15. 2%	13. 3%
*= *	216	211	120	83	45	2	290	558	505	17	44	32
#2/	5. 1%	5.3%	5.0%	7.3%	5.3%	2.2%	9.5%	9. 7%	9.3%	13.5%	14. 5%	7.6%

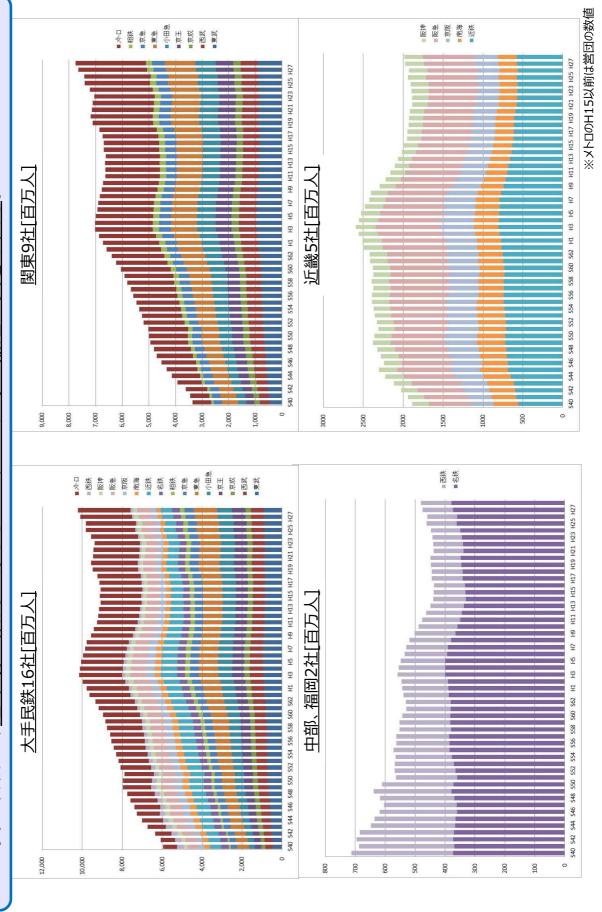
出典:平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等 実態調査)結果【厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部】

出典:第1回バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会(H29.3.15)資料

7

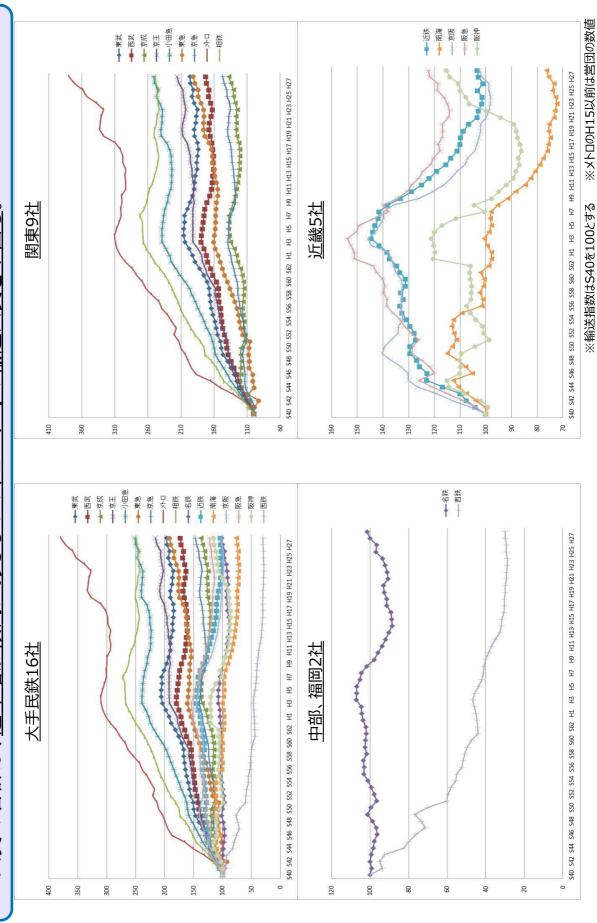
大手民鉄16社の輸送人員の推移

〇メトロを除く関東圏大手の輸送人員の合計は、H3年頃以降横ばいから微増。その他大手の輸送 ピーク時の輸送人員を下回る。 人員の合計は、<u>近年増加傾向にあるものの、</u>



大手民鉄16社の輸送指数の推移

〇メトロを除く関東圏大手の輸送人員の合計は、<u>H3年頃以降横ばいから微増</u>。その他大手の輸送 ピーク時の輸送人員を下回る。 人員の合計は、<u>近年増加傾向にあるものの、</u>

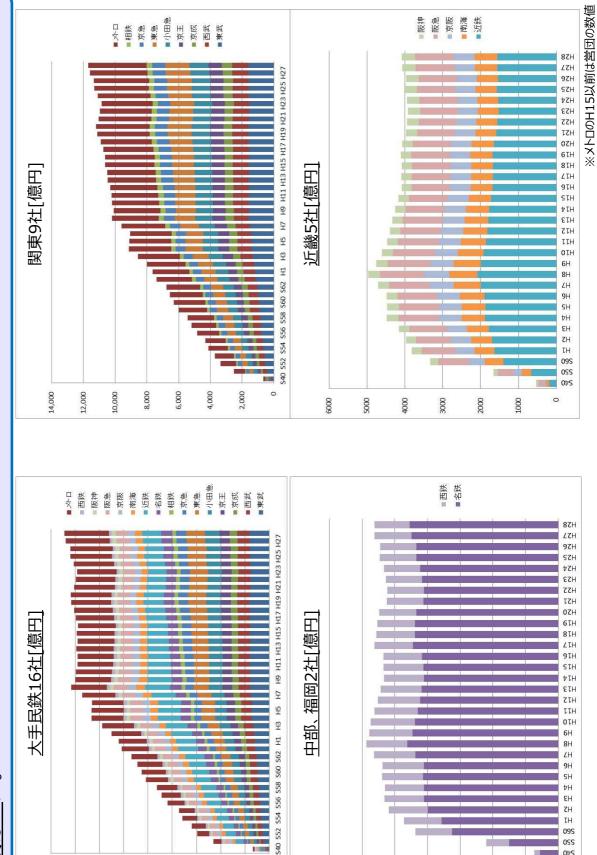


大手民鉄16社の営業収益の推移

に減少 関東圏大手の営業収益の合計は<u>堅調に推移</u>。近畿圏大手の営業収益はH8年をピークI 横ばいに。

18,000 16,000 12,000 10,000 8,000 6,000 4,000

14,000



ZH ŢΗ 095 099 078

0

2,000

1400

1200

1000

800

009

400

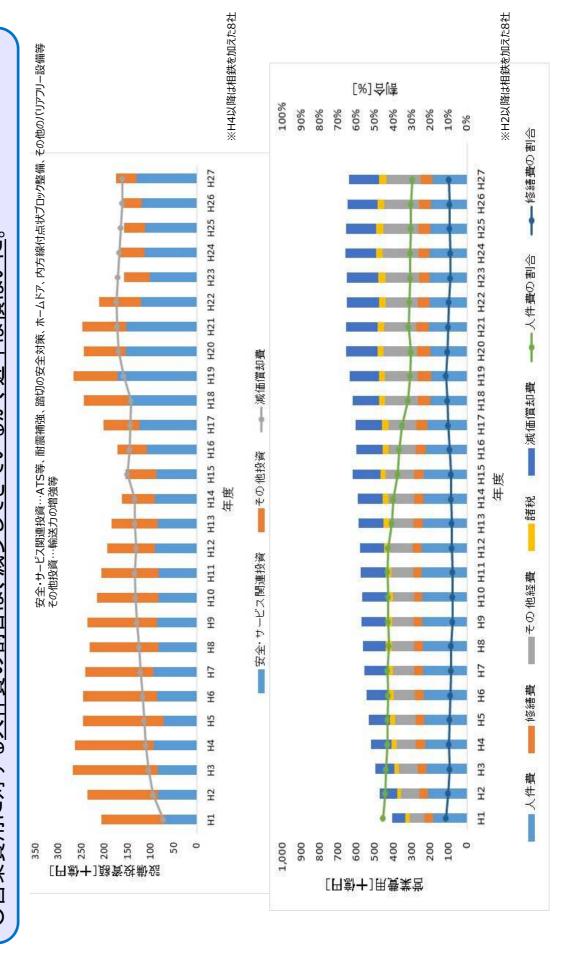
200

国土交通省 国土交通省

大手民鉄(関東8社)の設備投資額と営業費用の推移 (メトロッド)

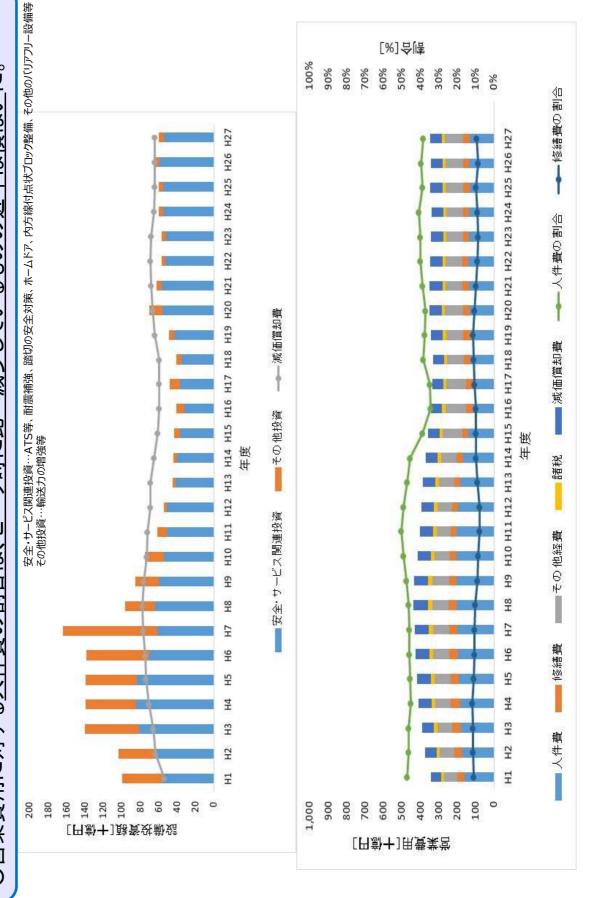
〇概ね毎年度、減価償却費を上回る設備投資を行っているものの、<u>近年のその超過額は総じて少</u>

設備投資額に対する安全・サービス関連投資の割合が、近年増加傾向にある。 ١١ ているが、近年は横ばい 減少しても かけ、 画 に対する人件費の 営業費用



大手民鉄(西日本7社)の設備投資額と営業費用の推移

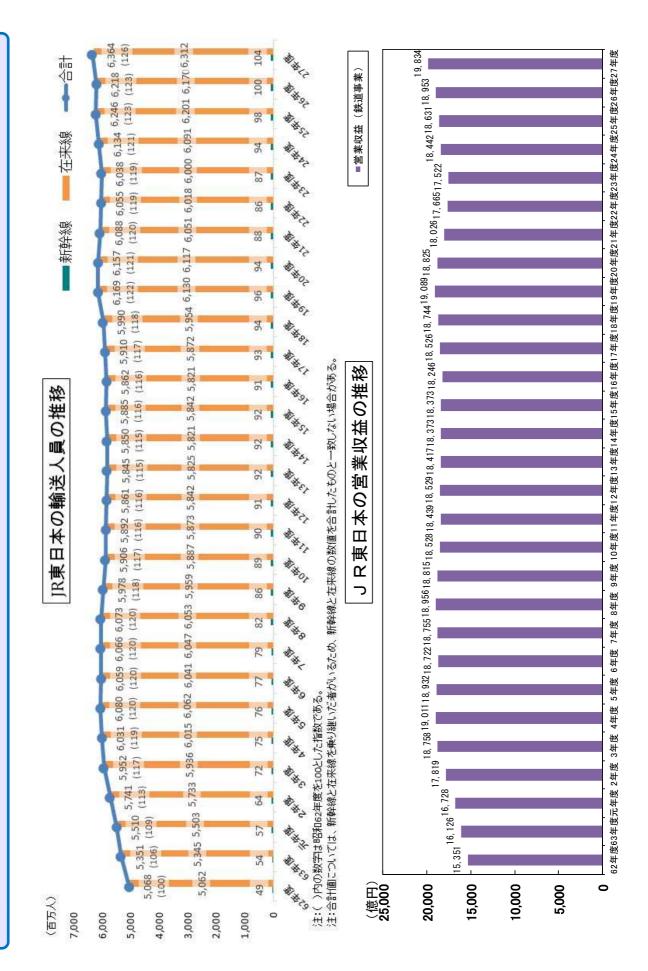
ピーク時に比べ減少しているものの近年は横ばに 〇設備投資額に対する安全・サービス関連投資の割合が、H8以降多くを占めている。 設備投資額が減価償却費を下回っている。 るが、 営業費用に対する人件費の割 OH11以降概ね毎年度、





JR東日本の輸送人員と営業収益の推移

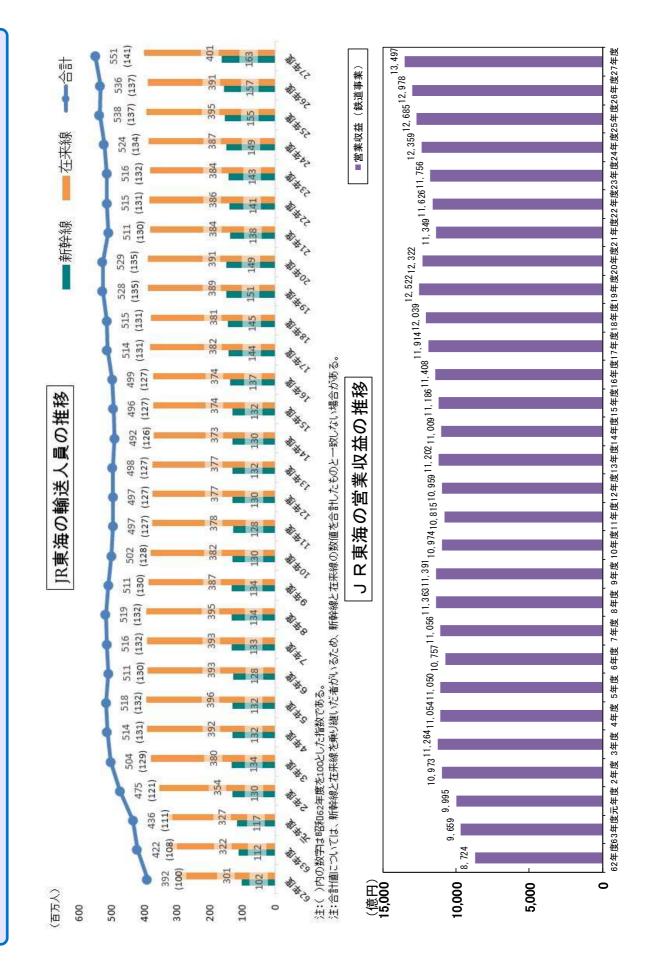
〇輸送人員、営業収益共に堅調に推移。





NR東海の輸送人員と営業収益の推移

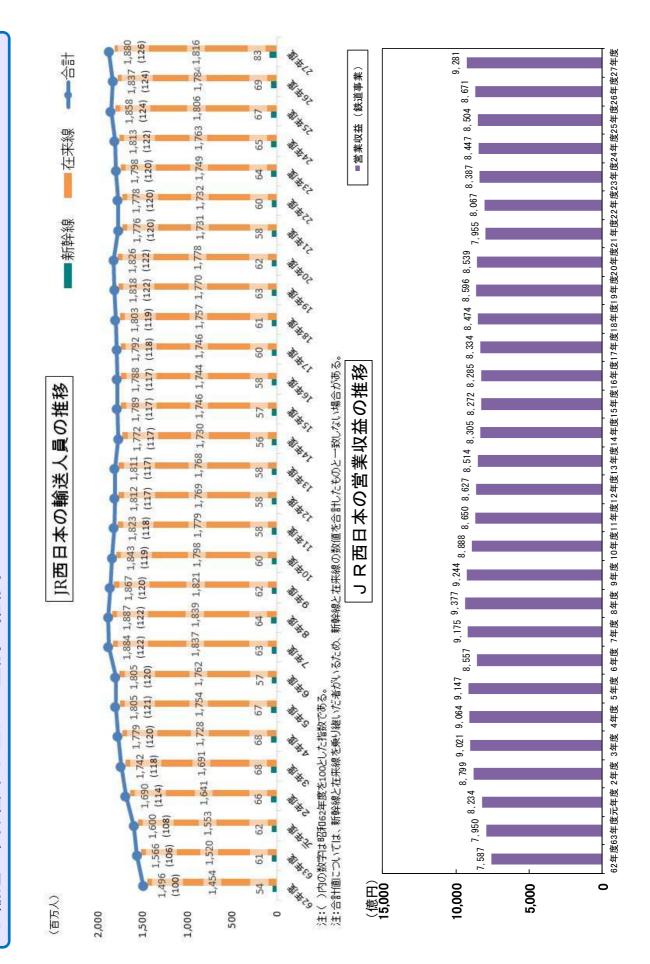
〇輸送人員、営業収益共に堅調に推移。





JR西日本の輸送人員と営業収益の維移

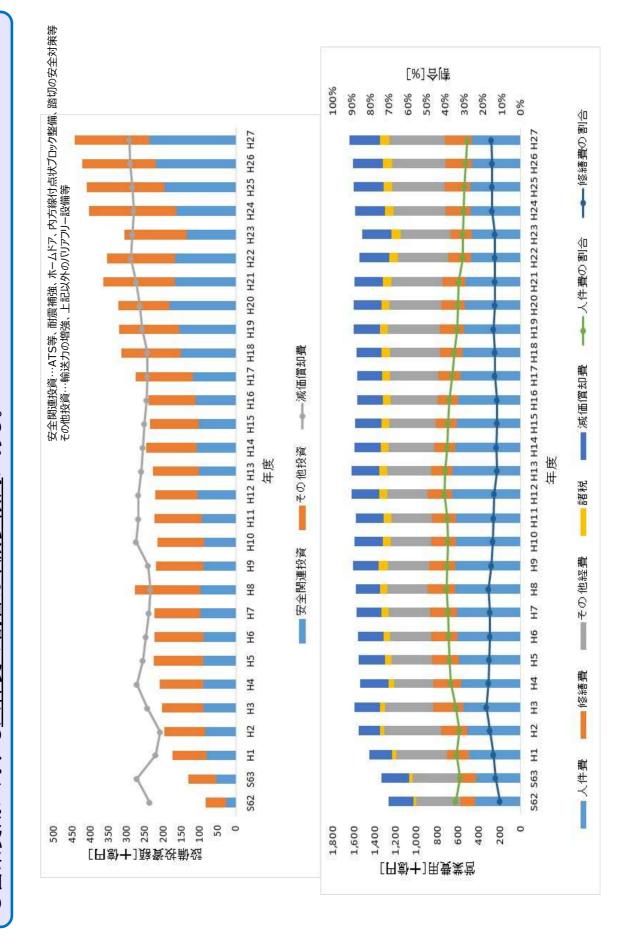
〇輸送人員、営業収益共に堅調に推移。





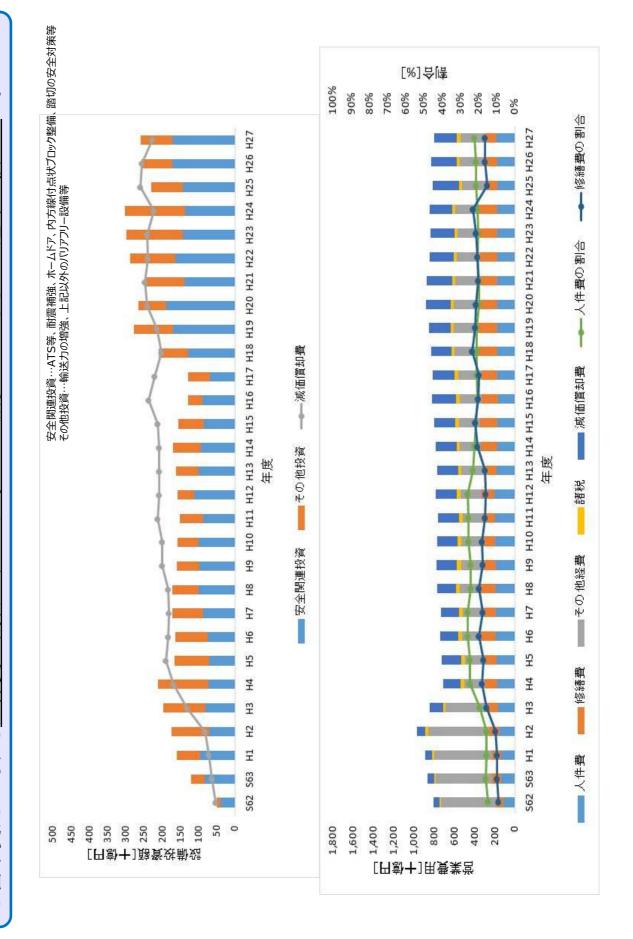
JR東日本の設備投資額と営業費用の推移

減価償却費を上回る設備投資を行っている。 にある。 減少傾向! () に対する人件費の割合 毎年度、 OH17以降については、 画 黄 **冰**



JR東海の設備投資額と営業費用の推移

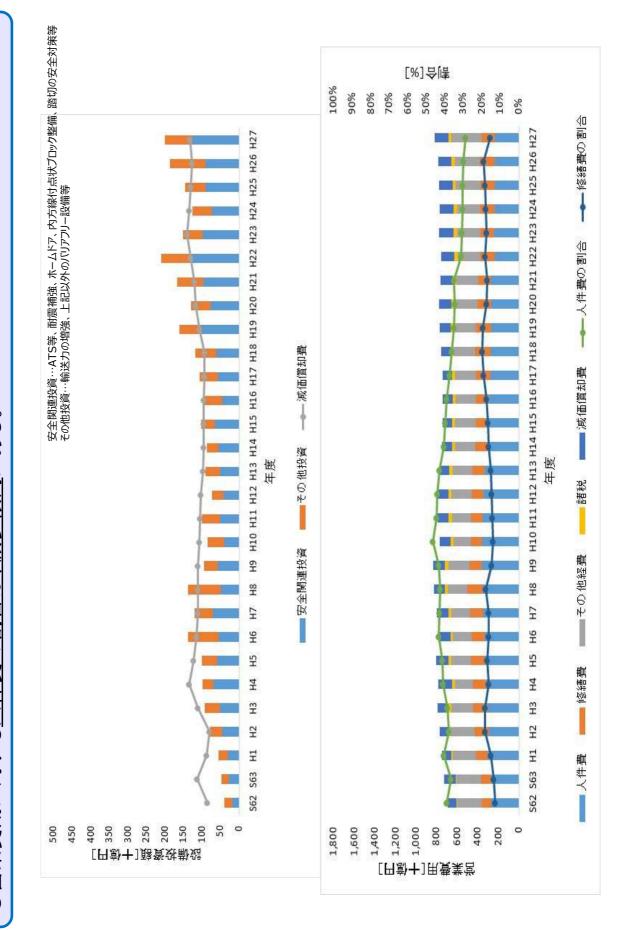
ů しているものの近年は横 減価償却費を上回る設備投資を行っている。 パーケ年に
兄人減少 ₩ H OH18以降については、概ね毎年度、 こ対する人件費の割合(画 黄 **冰**





JR西日本の設備投資額と営業費用の推移

減価償却費を上回る設備投資を行っている。 減少傾向にある。 () OH15以降については、概ね毎年度、 に対する人件費の割合(画 黄 **冰**

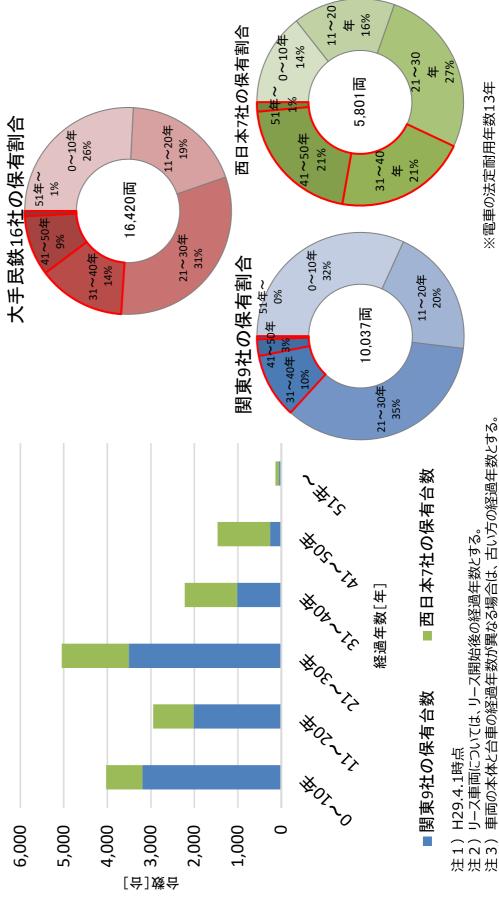


大手民鉄16社の保有車両の導入後経過年数

〇大手民鉄16社では、法定耐用年数を超える車両が70%を超えている。

〇関東9社では、法定耐用年数を超える車両は約70%であるが、導入後30年を超える車両は約 10%程度である。

〇西日本7社では、法定耐用年数を超える車両は約85%であり、導入後30年を超える車両につい ても約40%である。



車両の本体と台車の経過年数が異なる場合は、古い方の経過年数とする。

※電車の法定耐用年数13年

鉄道施設におけるトンネルの老朽化状況しいて

つ トンネルについて

- ・トンネル法定耐用年数(鉄筋コンクリ造)は60年
- ・現在のトンネルの平均年齢:約64年
 - ・法定耐用年数を越える施設の割合

(現在)約53% → (20年後)約80%

・老朽化による施設への影響例

トンネル壁面上部1

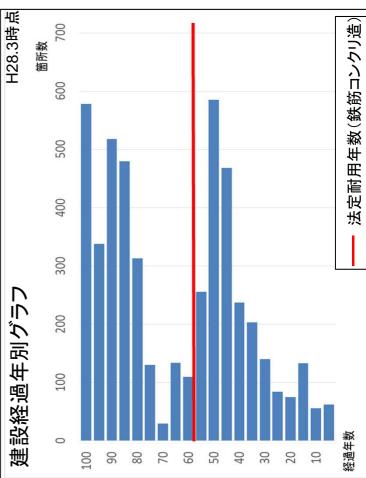






亀絮

トンネル壁面部

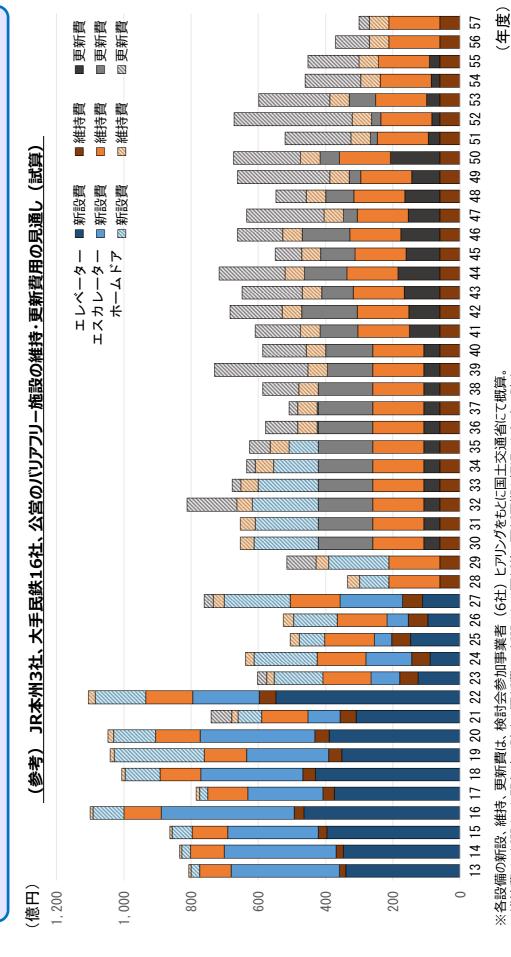






(リアフリー施設の新設・維持・更新費の推移と見通し(試算

/年を要し、維持更新費だけでこれまでの整備費 OH30年度以降は、維持・更新費に概ね600億円、 に迫る規模となっている。



※H29年度以降の設置駅数は第7回駅ホームにおける安全性向上のための検討会資料を基に計上。ホームドアのH29~32の新設費は、平準化して計上。H33以降の各

年の新設費は、H29~32の年間設置基数と同等の駅数で計上。

※エレベーター、エスカレーターのH12~27の設置基数は、「移動等円滑化実績等報告書」に基づき計上。H28年度以降の設置基数は未計上。

※エレベーター、エスカレーターのH12までの各年の設置基数は不明のため、その分の更新費はH30~37に平準化して計上。

※維持費は、新設をした翌年度に計上。更新費は、新設または更新後、更新周期を経過した年度に計上。

バリアフリー法及び基本方針の概要

高齢者、障害者等の円滑な 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、 移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

黔者、摩害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定/移動等円滑化基準の適合義務/公共交通事業者 等の職員に対する教育訓練の努力義務

旅客施設及び車両等

短票







建築物

基本方針】※平成23年3月改正

旅客施設、車両、道路、公園、建築物等 について、平成32年度までの整備目標 を設定 ○移動等円滑化の意義及び目標

旅客施設:3000人以上/日の施設に (統前:5000人以上) ついて原則100%

利用者のニーズに応じた適切な情報の ○施設設置管理者が講ずべき措置

適切な対応を行うよう継続的な教育訓 練の実施の必要性

○基本構想の指針

- 市町村が重点整備地区を定め各種事業 を重点的かつ一体的に推進することの
- 基本構想の作成・フォローアップに当た り、当事者の参画や提案制度の活用

商業施設

自由通路

福祉施設

旅客施設から徒歩圏外のエ

からの参加の促進を図 ★住民等の計画段階

るための措置

建築物内部までの連続的 な経路を確保

商業施設 福祉施設

官公庁

バス車両

段階的かつ継続的発展を図る「スパイラ ルアップ」の推進

生活調連施股(旅客施設、建築物、路外駐車 場、公園)

生活関連経路(生活関連施設間の経路)

係する網路について 協定制度 【数の管理者が関 駅、駅前のボル等

> 路外駐車場、都市公園及びこれ についての物態等

福祉施設 官公庁

らに至る経路にし の円滑化を推進

3. 心のバリアフリ

バリアフリー化の促進に関する 国民の理解・協力の促進等









- 国の責務として、スパイラルアップ及び ○その他移動等円滑化の促進 心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

こおける

事業を実施

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー(

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

旅客施設を含まないエリアどり

鉄道駅のバリアフリー化の整備義務、目標等

ホームドア			発着する全車両の乗降口の位置が一定で、 車両を自動的に一定の位置に停止可能な ホームには、ホームドア又は可動式ホーム柵を 設置すること。【省令第20条第1項第6号】	, 総務省、国土交通省告示第1号)	<mark>èて</mark> について以下のバリアフリー化を実施	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等 の転落を防止するための設備の整備。ホーム ドアスは可動式ホーム柵については、技術的 困難さ、サービス低下、膨大な投資費用等の 課題について総合的に勘案した上で、優先 的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の 下、可能な限り設置を促進する。	1閣議決定)	〇平均利用者数が 10万人以上の駅につい	ては、バリアフリー法基本方針に則り、 <u>ホームドア又は内方線付き点状ブロックによる 転落防止設備の優先的な整備</u> を行う。 (カームドアの設置数 (目標) H32年度 約800駅	
誘導用ブロック等 障害者対応型トイレ	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	年国土交通省令第111号)	は用通路から車両の乗 コへの経路には、視覚 書者誘導用ブロックを敷 1る2と(※3)。【省 第9条第1項】便所を設ける場合、 書者等の円滑な利用 に適した構造であること。 (省令第13条第2 項】	○移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)	<u>日の駅</u> については、 <u>H32年度までに、原則として全て</u> について以下のバリアフリー化を実施	視覚障害者誘導用ブロッ 障害者対応型便所 クの整備 の設置	「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)		大規模な改良:鉄軌道施設のすべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良構造上困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適したエスカレーター等旅客の円滑な流動に支障を及ぼす恐れがある場合は、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備	
また また エレベーター等	等の移動等の円滑化の促進	〇公共交通移動等円滑化基準(平成18年国土交通省令第111号)	駅の出入口からホームへの1 以上の経路を、原則として <u>11</u> ベーター又はスロープにより段 <u>差解消する</u> こと(※2)。【省 令第4条第1,2項】	○移動等円滑化の促進に関	平均利用者数が3000人以上/E	エレベーター又はスロープの設置を始めとした段差の解消	※交通政策基本法に基づく		大規模な改良:鉄軌道施設のすべての本線の高架式構造又は地下式構造へ客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良構造上困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適したエスカレーター等旅客の円滑な流動に支障を及ぼす恐れがある場合は、点状ブロックその他の落を防止するための設備	
	齢者、障害者		1 公共交通移 動等円滑化 基準への適合 : 義務 (法第8条第1 (法第8条第1			公共交通移 動等円滑化 基準への適合 ・ <mark>努力義務</mark>	[法第8条第3	承	※ ※※	
		<u> </u>	※ 1) 称設・大規模改良			<u> </u>	 汉文			

鉄道駅のバリアフリー化の推進



〇 バリアフリー法に基づく「基本方針」において、平成32年度までに、利用者数3,000人/日以上の駅 <u>について、原則として全てバリアフリー化</u>を実施(※)することを目標としている。

※バリアフリー化の主な内容: <u>段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック</u>等の整備、障害者対応型トイレの設置

同方針において、<u>ホームドアについては、優先的に整備すべき駅を検討し、可能な限り整備を促進</u> する、としている。 0

また、交通政策基本計画において、平成32年度までに約800駅とする目標を設定している。 こうした目標達成のため、国、地方公共団体による支援(補助)を実施している。

鉄道駅のバリアフリー化の状況(誘導用プロック) 鉄道駅のバリアフリー化の状況(障害者対応型서レ)

利用者数3,000人/日以上でトイレを設置している 3.328駅のうち、2.801駅(84%)で障害者対応型トイ レ設置済み(平成28年度末)

利用者数3,000人/日以上の3.559駅のうち、 3.343駅(94%)に誘導用ブロック設置済み

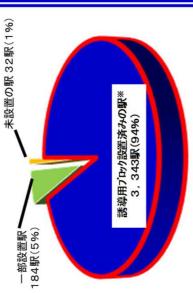
鉄道駅のパリアフリー化の状況(段差解消)

利用者数3,000人/日以上の3.559駅のうち、 3.098駅(87%)が段差解消済み(平成28年度末) (平成28年度末)

投差未解消の駅 225駅(6%)

未設置の駅 310駅(9%)

> 実質設置駅 217駅(7%)



障害者対応型トル設置済みの駅※

2,801駅(84%)

※誘導用ブロックの設置範囲が、基準(省令)に適合している駅

※エレベータの寸法などが、基準(省令)に適合している駅

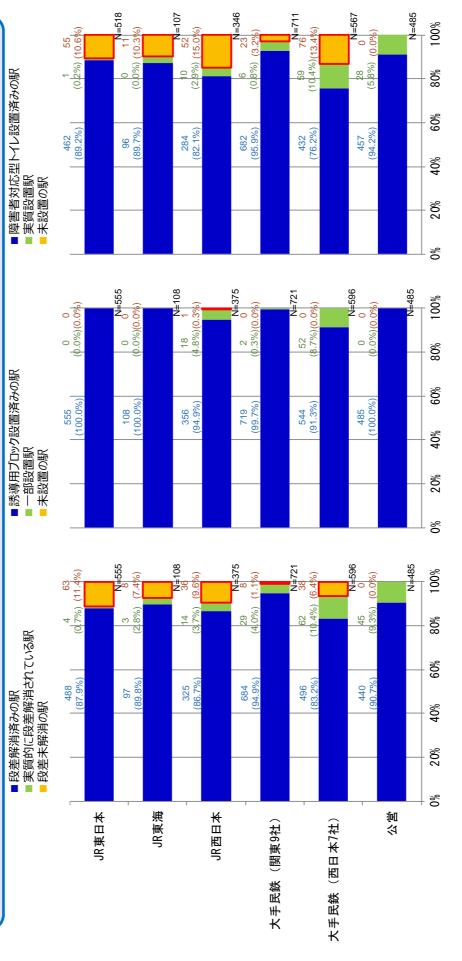
段差解消済みの駅※ 3,098駅(87%) ※障害者対応型トイレの構造が、基準(省令)に適合している駅

【ホームドア】 転落事故の約半数を占める利用者数10万人/日以上駅(266駅)は85駅に整備。全駅で (平成28年度末) 4686駅に整備

実質的に段差解消 されている駅 236駅(7%)

鉄道駅におけるバリアフリー化(段差解消等)の実施状況(事業者別

全体的に整備が進んでいるが、大手民鉄では関東の整備率が高い。 OJR東日本及びJR西日本は駅数が多いが、80~100%の整備率となっている。 〇公営では、全ての駅でバリアフリー対応が行われている。 〇段差解消等については、



段差解消の対応状況

誘導用ブロックの設置状況

障害者対応型トイレの設置状況

※平成28年度末時点

※利用者数3,000人/日以上の駅を対象 ※■:移動等円滑化基準に適合している施設が使用されている駅

※ **- ・**を割寺口消103 ※数値の単位: [駅]



ホームドアの設置状況

全686駅に設置 (平成29年3月末)

札幌市南北線(15) 札幌市東豊線(12) 札幌市東西線 (19)

JR東日本京浜東北線(1)

東武東上線(1)

JR東日本山手線 (24)

北海道新幹線(3) 東北新幹線(8) JR西日本東海道線 (2)

JR西日本東西線 (3)

仙台市南北線 (17)

京都市東西線(17)

京都市島丸線(2)

仙台市東西線 (11)

大阪市今里紡績(11)

小田急小田原線(1)

東急目黒線 (13)

京王井の頭線(1)

西武治敍緣(1)

京王線(4)

東武野田線(2)

= = - トラム医治ボートタウン様 (10) 大阪市民福鶴見郷地線 (16)

大阪市千日前線(12) 大阪市御堂筋線(1)

大甲ライナー(6)

三面推禁禁(二)

アストラムライン (22)

スカイレール(3)

福岡市空港線(13) 福国市七聚築 (16)

福国市猫島縣 (6)

九土形幹線(11)

名鉄小牧線(1)

名古屋市上飯田線(1) 名鉄空港線(1)

(4) 類群集門隶

名古屋市東山線 (20) あおなみ線 (11)

東京外ロ銀座線(1)

あいフーチ (15)

リニモ東部丘陵線(9)

名古屋市桜通線 (21)

東京外口副都心線(8)

東京外口丸ノ内線 (26)

ディズニーリゾートライン (4)

多層モノアール (19)

側 沢シー サイドレイン (14)

東京外ロ千代田線(2)

日暮里・舎人ライナー(13)

東急田園都市線(1)

つくばエクスプレス (20)

埼玉高速鉄道(7)

東京モノフール(11)

ゆりかもめ (16)

京急空港線(1)

相鉄本線(1)

東急東横線(9)

東急大井町線(5)

横浜市グリーソライン(8)

岩陸新幹線(10)

横浜市ブルーライン (32)

都営大江戸線(37)

都営三田線(24)

東京外口南北線(18)

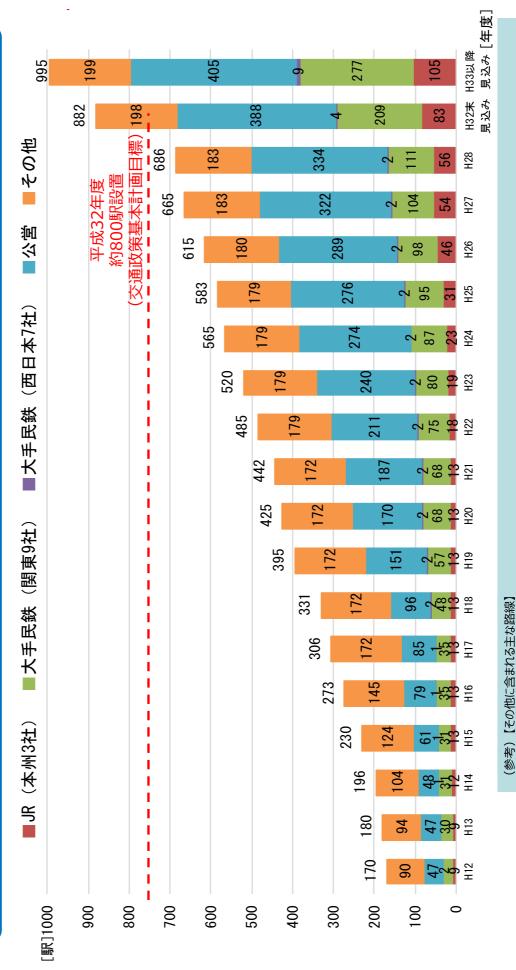
東京外口有楽町線(16)

46

ポートライナー(12)

ホームドアの設置状況の推移

目標)については達成見込み。 大手民鉄(西日本7社)の基数が少ない状態。 画 〇平成32年度までの約800駅設置(交通政策基本計) 〇現状では、



関東:ゆりかもめ、つくばエクスプレス、埼玉高速鉄道、多摩都市モノレール、東京モノレール、金沢シーサイドライン 中部・近畿:名古屋臨海高速鉄道(あおなみ線)、愛知高速交通(リニモ東部丘陵線)、神戸新交通(ポートアイランド線、六甲アイランド線) 九州:JR九州(九州新幹線)、沖縄都市モノレール

ユニバーサルデザイン2020行動計画について

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定) 【抜粋】

平成28年12月で施行後10年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、 平成29年度中に検討を行う等により、スパイラルアップを図る。

東京大会を契機として、共生社会の実現に向けた<u>ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進</u>し、大会以降の<u>レガシーとして残</u> <u>していくための施策を実行</u>するため、28年2月、オリパラ担当大臣を座長とする「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を 同会議の下に設置された「心のバリアフリー分科会」及び「街づくり分科会」における議論、28年8月の「中間とりまとめ」を経て、 取り組むべき具体的施策について、2月20日、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン2020行動 計画」として決定。

2. 行動計画の概要(国土交通省関連)

- (1) ユーベーサラドボインの組がヘッ
- 空港から競技会場等に至る面的なバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール ① 東京大会に向けた重点的なパリアフリー化
 - 〇<u>競技会場周辺エリア等の道路、都市公園、<mark>鉄道駅等のバリアフリー化に向けた重点支援</mark> 〇新宿、渋谷等都内主要ターミナル</u>の再開発プロジェクトに伴う<u>面的なバリアフリー化の</u>推進

 - ○成田空港、羽田空港国際線ターミナルの世界トップレベルのバリアフリー化 ○空港アクセスバスのバリアフリー化、UDタクシー導入への重点支援 等

全国各地における高い水準のパリアフリー化の推進 0

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーと

Oバリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ

- ○<mark>交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、建築設計標準の改正</mark>による交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げ 鉄道車両の車椅子スペースの設置箇所数拡大、トイレ環境の整備、ホテル客室の指針見直し
- ○<u>観光地のバリアフリー情報の提供促進</u>(統一的な評価指標によるモデル評価の実施、バリアフリー旅行相談窓口の拡大 ○<u>各地の中核施設</u>を中心とした<u>面的なバリアフリー化</u>(主要ターミナル等のバリアフリー化、基本構想の策定促進 等)
- 〇<u>公共交通機関等のバリアフリー化(駅ホームの安全性向上、鉄道の車椅子利用環境の改善、主要</u>空港・主要旅客船ターミナルの バリアフリー化、バス・タクシーのバリアフリー化 等)
 - 〇1 CTを活用した情報発信・行動支援(歩行者のための移動支援サービスの実現、交通機関の利用にあたっての
- 情報提供サービスの実現に向けた取組 〇トイレの利用環境改善(機能分散等トイレ環境の整備、トイレ利用のマナー改善キャンペーンの実施

搬

〇交通、観光分野における接遇の向上(接遇ガイドライン等の作成)と職員研修の充実 (2) 心のパリアフリー

我が国の財政状況について

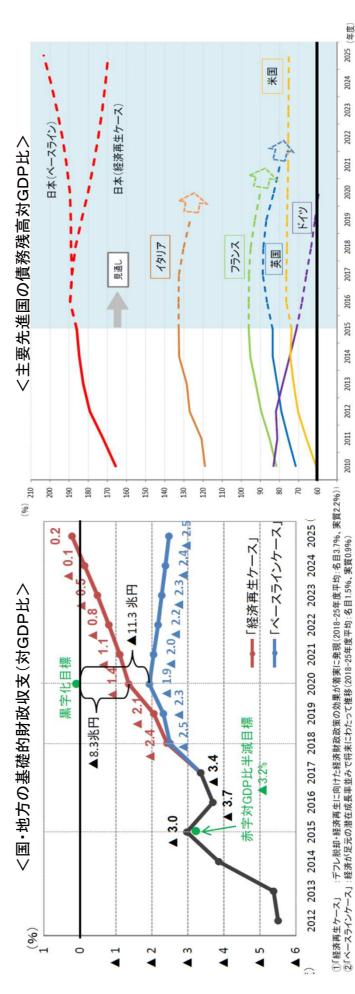
財政健全化目標等

(平成29年6月9日閣議決定) 骨太方針2017 (経済財政運営と改革の基本方針 2017)

「(国・地方を合わせた)基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化し、 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」

〇基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、政策的経費 が税収等を上回り赤字が継続。歳出の抑制が必要。

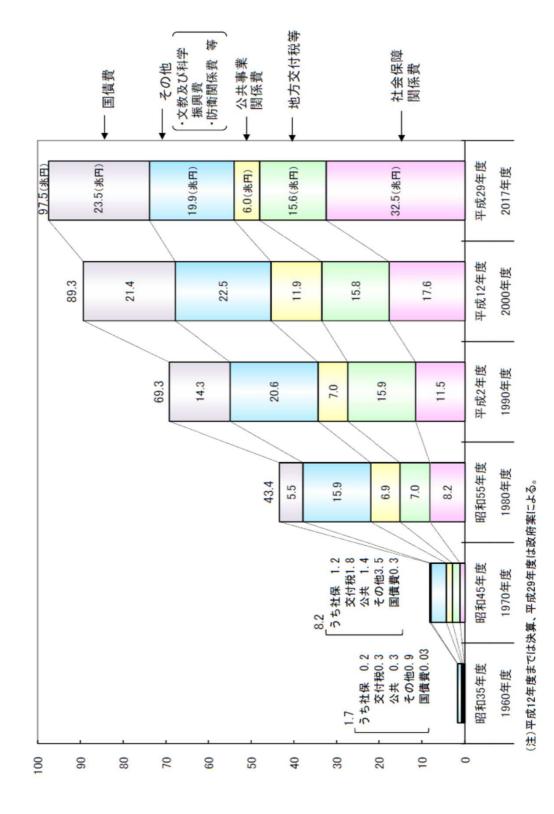
〇債務残高(国・地方合計)対GDP比は依然として高い水準となる見通し



財務省HP(「日本の財政を考える」)より作成

一般公計歳出の主要経費の推移

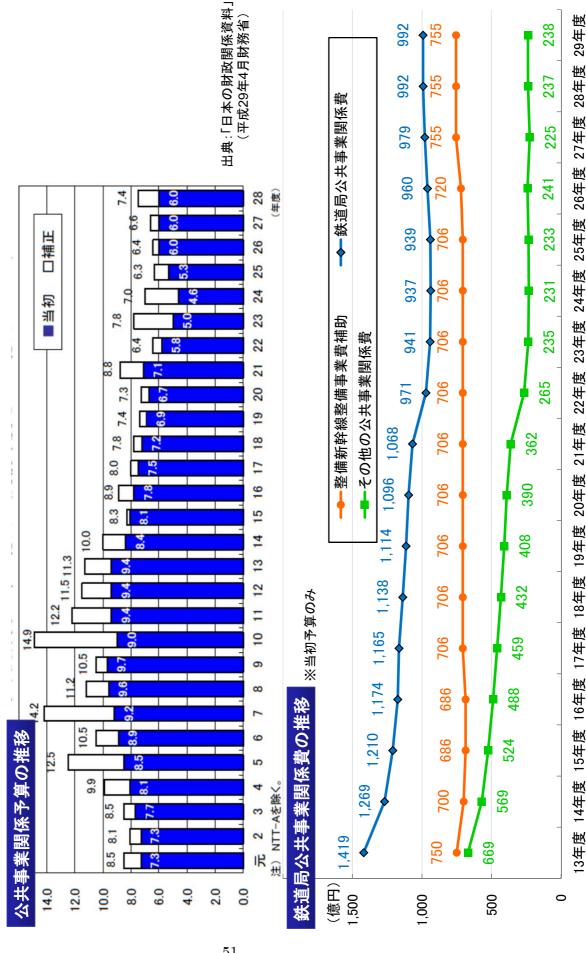
、社会保障関連費は大きく増加。 急激な高齢化の進展を背景として



出典: 我が国の財政事情(平成28年12月財務省主計局)

公共事業関係予算の推移

平成13年度から平成29年度までの16年間で約30%減。 〇公共事業関係予算(当初予算ベース)は、平成28年度には平成9年度比約40%減。 〇このうち、鉄道局公共事業関係費は、



地方自治体の財政状況(目的別歳出決算額

〇社会保障費に関する費用を含む<u>「民生費」が増大</u>するなか、鉄道事業者への補助を含む<u>「総務</u> 費」については、横ばいとなっている。

施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用 (鉄道事業者への補助を含む) :全般的な管理事務、財政・会計管理事務に要する費用等 心身障害者等のための福祉 民生費:児童、

総務省HPを基に作成

教育費:学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費:道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費:借入金の元金・利子などの支払いの費用

目的別歳出決算額の推移(純計) (%) 140 120 100 9 160 80 ◆民生費 25兆2,548億円(25.7%) 16兆7,955億円(17.1%) 12兆9,296億円(13.1%) **純計** 98兆4,052億円 目的別歳出決算額の構成(平成27年度決算) 11兆7,072億円(11.9%) 5兆5,161億円(5.6%) 6兆3,018億円(6.4%) 3兆2,182億円(3.3%) 9兆6,088億円(9.8%) 7兆732億円(7.1%) ◆農林水産業費

161

(年度)

27

26

25

24

23

21

20

19

平成17

→ 教育費 → 公債費 → 土木費

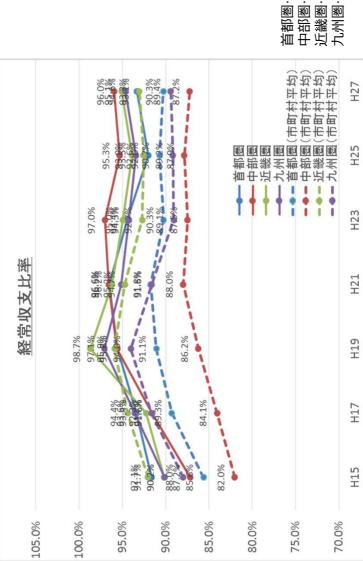
ト氏生物

※平成17年度を100としたときの指数

₽ 63 808

地方自治体の財政状況(経常収支比率

〇経常収支比率(人件費等の経常的支出に地方税等の経常的収入を費やしている率)については、 H15以降漸増しその後横ばいであるが、高い比率となっており<u>財政の硬直化傾向が見られる</u>。 総務省HPを基に作成



首都圈…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県中部圏…岐阜県、静岡県、愛知県、三重県近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表す。 [経常収支比率]

× 100 減収補填債特例分 + 臨時財政対策債 径常的経費(※2)に充当された一般財源の額 + 経常一般財源 (※1) 経常収支比率=

※1 経常一般財源

地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源

※2 経常的経費

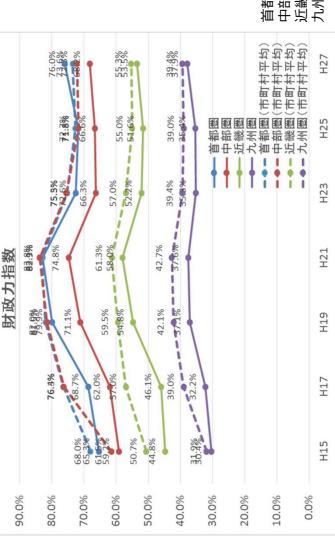
人件費、扶助費(※)、公債費等、毎年度経常的に支出される経費

※社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

地方自治体の財政状況(財政力指数)

〇財政力指数(合理的に算出した各自治体の財政需要について標準的な税収入により賄える率)については 各地域において微増傾向にある。 総務省HPを基に作成

西日本の財政力指数は低い傾向にある。 首都圏に比べ、



中部圈…岐阜県、静岡県、愛知県、三重県近畿圏…城賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 東京都、神奈川県 千葉県、 埼玉県、 群馬県、 栃木県、 首都圈…茨城県、

【財政力指数】 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、 財源に余裕があるといえる。

× 100

基準財政収入額(※2) II (3力年平均) **財政力指数**

基準財政需要額 (※1)

基準財政需要 **-**1 ※

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。 × 補正係数 (寒冷補正等) × 測定単位 (人口·面積等) 単位費用 (測定単位1当たり費用)

基準財政収入額 **%**

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって <u>算定するもの。 標準的な地方税収入×75/100+地方揮発油譲与税等</u>

沿線自治体の負担事例

新線建設、新駅設置等、地域住民等の受益が比較的大きく、地域の強い要望を受けたものにつ いて、沿線自治体が負担した事例がある。 0

①つくばエクスプレス(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法)

8,081億円 (総事業費)

関係自治体(茨城県、つくば市、守谷市、つくばみらい市、埼玉県、八潮市、三郷市、関係自治体(茨城県、 つくば市、守谷市、 のくばからい市、埼玉県、 村市、 流山市) (負担者)

鉄道•運輸機構

総事業費8, 081億円のうち、80%が機構及び沿線自治体の無利子貸付金(うち機構 40%、沿線自治体計40%)、14%が沿線自治体の増資 (負担内容)

②沿線自治体と連携した新駅設置(JR東日本 南武線 小田栄駅の例)

三馬市 (負担者) 駅設置費用の約50%を負担(川崎市の27年度予算は2. 75億円) (負担内容)

特定の税収を鉄道整備に活用している例(仙台市) 🥯 🛭 🗆 🛎 🛎

仙台市では、法人市民税(法人税割)の超過課税を実施し、条例により超過課税収入の2分の11に相当する額を高速 鉄道建設基金へ積み立て。 平成28年度までは事業所税についても条例によりその2分の1に相当する額を都市鉄道整備基金へ積み立て。 また、

	市民法人税(均等割)	市民法人税 (法人税割)	事業所税 (資産割)	事業所税 (従業者割)
課税標準	法人税額	法人の規模 (資本金、従業員数)	事業所等の床面積	従業者給与総額
標準税率	年額5万円~300万円 ※法人の規模に応じ9分類	%2'6	1㎡につき600円 ※市内の事業所等の合計床面	従業者給与総額の0.25% ※市内の合計従業者数が100
超過税率		12.1% ※対象は資本金の額又は出 資金の額が1億円を超える 法人等	積が1,000m以下の場合は非 課税	人以下の場合は非課税
税収(H27)	超過課税収入はなし	36.5億円 ※1 超過課税収入分 ※2	53.5億円 (平成27年度決算額	恵田 強決算額)

仙台市高速鉄道建設基金

1/2を積み立て

事業所税収入以外からの積立額は0と 仮定し、平成27年度の基金積立額45億 円を2倍した90億円から、事業所税収入 ※2 市民法人税の超過課税収入分及び の53.5億円を引いて試算。

- •平成27年度積立額45億円、取崩額42億円、年度末残高505億円
- 取崩額の主な使途:地下鉄建設に係る一般会計からの出資及び補助のために発行した市債の償還

〇仙台市高速鉄道建設基金条例(昭和五五年仙台市条例第一号)※平成28年改正前

|高速鉄道の建設、運営及びこれに関連する事業に必要な資金を積み立てるため、高速鉄道建設基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第一条

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- ニ十六号)第三百十四条の四第一項に規定する標準税率により課 法人の市民税の法人税割の収入額から地方税法(昭和二十五年法律第二百. 税した場合における収入見込額を控除した額の二分の一に相当する額
 - 事業所税の収入額の二分の一に相当する額前二号に定めるもののにか。
- 二号に定めるもののほか、予算で定める額の範囲内の額 Π

沿線住民・開発者等の負担事例

- 地域住民等の受益が比較的大きいものについて、地域住民に負担を求めたり、宅地開発と一体 的に行われた新線建設等について、開発者に対して一定の負担を求めた事例がある。 0
- ①大阪市営地下鉄御堂筋線(旧都市計画法)

(負担者) 駅周辺(駅を中心とした半径360~720m以内)の住民等

(負担内容) 負担金

②多摩ニュータウン線等(ニュータウン開発者負担制度)

(負担者) 開発者(東京都、日本住宅公団、東京都住宅供給公社)

(負担内容) 鉄道用地の素地価格での提供

京王相模原線と小田急多摩線を合わせた施工基面下工事費の半額負担等

王相模原線・・・総事業費723億円のうち約60%の437億円を開発者が負担

(うち東京都約156億円、公団約271億円、公社約10億円)

小田急多摩線・・・総事業費424億円のうち約38%の162億円を開発者が負担

(うち東京都約54億円、公団約104億円、公社約4億円)

③神戸市高速鉄道(宅地開発指導要綱)

須磨ニュータウン内駅の駅勢圏内で大規模開発を行う開発者 (負担者) 国庫補助分を除いた用地費、施工基面下工事費等の一部又は全額負担 (負担内容)

④治線開発と合わせた新駅設置(東京メトロ日比谷線虎ノ門新駅の例)

(負担者) 都市再生機構(UR)等

供用開始時までの事業費約170億円のうち、国庫補助分を除いた工事費等の全額負担 (負担内容)

⑤沿線開発と合わせた既存駅の改良(東京メトロ日比谷駅等)

(負担者) 三井不動産

日比谷線と千代田線の日比谷駅をつなぐバリアフリー同線と地下通路整備費を全額負担 (負担内容)





アンケート調査の概要

CVM:市場で価値が形成されない非市場財の支払意思(価値)の調査手法。

型 盟	項目 調査目的	内容
調査対象者	//調查媒体	
	対象設備(2条件)	 ■複数ルート化等の整備(駅の出入り口から駅のホームまで、すべての鉄道駅で1ルートは確保されている状況において、以下の3つの方法のいずれかによるパリアリー化を考える) ①パリアリールートの複数化②エレベーターの大型化または複数設置③エスカレーターの設置 ■ホームドアの整備(すべての鉄道駅でホームドアが未整備の状況とし、ホームドアを整備することを考える)
調査内容: 右条件に	対象駅 (2条件)	■ 自分が日常的に利用している駅(週1回以上)■ 自分が日常的に利用していない駅(週1回未満)
おいる文払忌 思額及び支 払動機	支払意思額	女払意思P1 (初めの P2 (P1の賛 P2 (P1の反 がループ 確認金額 提示金額) 成時) 以時)女払意思額について、P1→P2/P3の順に1 2 円/乗車 5 円/乗車 2 円/乗車 2 円/乗車 2 円/乗車 2 円/乗車 2 円/乗車 4 10 円/乗車 4 20 円/乗車 5 円/車 5
	支払動機	直接的利用価値、オプション価値、代位価値

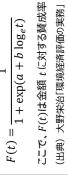
支払意思額の推定

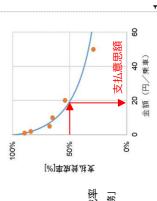
- | 支払意思額の推定は、対数線形ロジットモデルにより作成した賛成率曲線の中央値となる。
- その際、抵抗回答 🕬 を取り除くことで、調査対象事業により実現する効果に対して感じる価値 のみを反映した支払意思額が推定される。
- 提示された状況や支払い手段に納得できないなど、調査対象事業により実現する効果に対して感じる価値以外に 基づく回答である。支払意思額を推定する際、抵抗回答を取り除くことで、より正確で信頼性の高い支払意思額が 得られる。

(※) 抵抗回答とは・・・

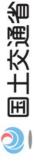
(参照) ※1 「仮想的市場評価法(CVM)適用の指針」(国土交通省 2009年) ※2 「外部経済評価の解説(案)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 2004年)

対数線形ロジットモデル





バリアフリー施設整備における支払意思額の推定



- 複数ルート化等、ホームドア共に、週1回以上の方が、高い支払意思額が得られた。
- 複数ルート化等に比べホームドアの方が、高い支払意思額が得られた。
- 首都圏、近畿圏別に支払意思額を推定したところ、金額に大きな差はみられなかった。

バリアフリー施設整備における支払意思額

	週1回以上	週1回未満
複数ルード化等	19.3円/乗車	14.5円/乗車
ホームドア	21.3円/乗車	15.3円/乗車

複数ルート等とは…①②③のいずれかの整備

- ①バリアフリールートの複数化 ②エレベーターの大型化または複数設置
 - ③エスカレーターの設置

(参考) 地域ごとの支払意思額

	· 河	器圈
週1回末満	14.0円/乗車	15.1円/乗車
週1回以上	19.6円/乗車	22.3円/乗車
	複数ルート化等	<u> </u> ተ–Δドア
	神	御園

週1回不消	15.7円/乗車	15.9円/乗車
週1回以上	18.6円/乗車	19.0円/乗車
	複数ルート化等	ホームドア
	· · ·	半層

バリアフリー施設整備における価値の認識と支払意思額の内訳

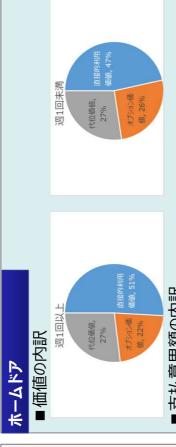
- 自らは £ ■いずれの条件においても、自身が将来的に利用し得ることを受益として費用を負担する意思(オプション価値) 利用しないが他の利用者のために費用を負担する意思(代位価値)を確認することができた。
- ■複数ルート化等、ホームドアとも、利用頻度が高い駅の方が支払意思額が高い。
- ■ホームドアについては、遅延防止の波及効果により受益が広く及ぶこと等から、複数ルート化等と比べ自身が直接受ける受 (直接的利用価値)の割合が5割程度と多くを占めている。 益に対して支払う意思

周1回末満 论価値, 周1回以上 七位価値, 複数ルート化等 ■価値の内訳

■直接的利用価値 オプション価値代位価値 14.5円/乗車 週1回未満 19.3円/乗車 周1回以上 9.9 5.4 ■支払意思額の内訳 用/乗車 30.0 20.0 10.0 0.0

■支払動機に関する選択肢

- 自分は、高齢者、子供がいる、妊娠している、けがや病気などの理由で階段での上下移動が難し い状態なので、便利になると思う。 (直)
- 自分は階段での上下移動が難しい状態ではないが、便利になると思う。(直) ۲.
- 自分は駅のバリアフリー設備を毎回使う必要はないが、たまに重い荷物を持っている場合などには、 便利になると思う。(OP)
- これから自分が高齢者になった場合に、便利になると思う。(OP) 4.
- これから自分に子供ができた場合に、便利になると思う。(OP) 5.
- これから自分がけがや病気などにより階段での上下移動が難しくなった場合に、便利になると思う。 6
- これから自分が引っ越した場合や、勤務先が変わった場合に、最寄駅がパリアフリー化されていれば 便利になると思う。(OP) ۲.
 - 駅を使う他の人(高齢者、子ども連れ、妊婦、けがや病気などの理由で階段での上下移動が難 しい状態の人を含む)にとって、便利になると思う。(代) ω.



■支払意思額の内訳



■支払動機に関する選択肢

- ホームドアがあると、自分が線路に転落したり、列車と接触したりするおそれがなく、安心して駅を使え
- ホームドアがあると、人身事故が減り、列車の遅れや運休が少なくなると思う。(直) ۲.
- これから自分がけがや病気になった場合に、ホームドアがあると安心して駅を使えると思う。 ω.

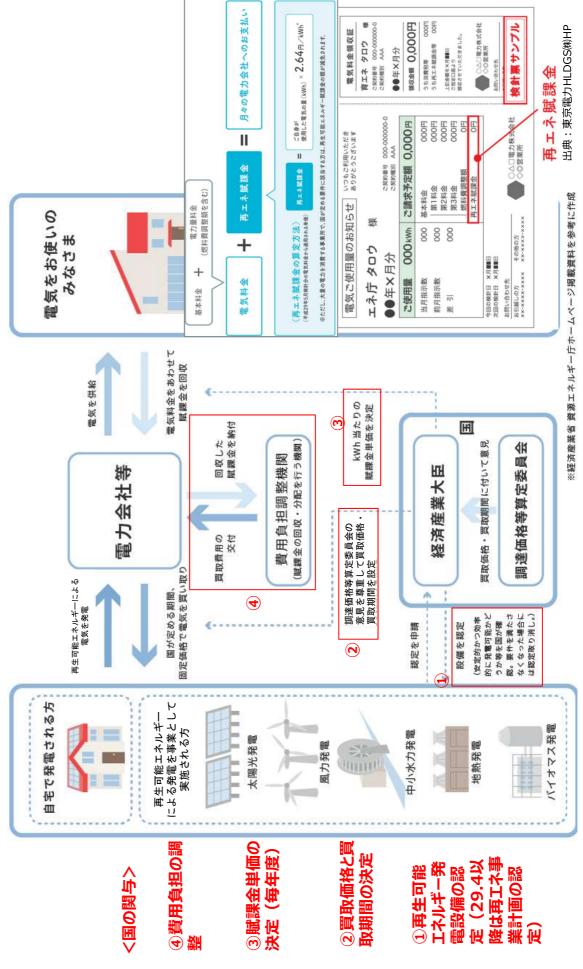
これから自分が酔客となった場合に、ホームドアがあると安心して駅を使えると思う。(OP)

- これから自分が引っ越した場合や、勤務先が変わった場合に、最寄駅にホームドアがあると安心して 駅を使えると思う。(OP) 4. 7.
- 自分以外の子ども連れ、けがや病気を患った方、酔客などにとって、ホームドアがあると安心して駅を 使えると思う。(代) 6



参考事例 1 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を目的 とし、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社等が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度
- 電力会社等が買い取る費用の一部を電気利用者から料金と合わせて賦課金という形で徴収



参考事例2「電気通信におけるユニバーサルサービス交付金制度

制度概要

電話)、<mark>緊急通報</mark>(110番、118番、119番)は、日本全国で提供されるベきサービスとして、 基礎的電気通信役務(ユ 〇国民生活に不可欠な通信サービスである、<mark>加入電話等、第一種公衆電話</mark>(総務省の基準に基づき設置される公衆 ニバーサルサービス)に位置づけられている。



く電話のユニバーサルサービスの提供義務>

緊急通報

日本全国であまねく提供する義務を負っており、高コスト地域を含む日本 これらの電話のユニバーサルサービスは、NTT東西が、法令に基づき 全国で提供されている。

(NTT東西)のユニバーサルサービスの収支が赤字の場合、その赤字の一部について、総務大臣の認可を受けて 『負担対象事業者』から負担金を徴収し、『<mark>適格電気通信事業者』</mark>に交付金として交付する制度 〇ユニバーサルサービス交付金制度は、下図のように、『基礎的電気通信役務支援機関』が、適格電気通信事業者

NTT東西のユニバーサルサービス提供設備と 記の2つの要件を満たす事業者(2018年1月 接続して電気通信サービスを提供することによ 、受益している電気通信事業者(携帯電話事 業者、固定電話事業者、IP電話事業者)のう 〈負担対象事業者〉 負担対象事業者 4點可

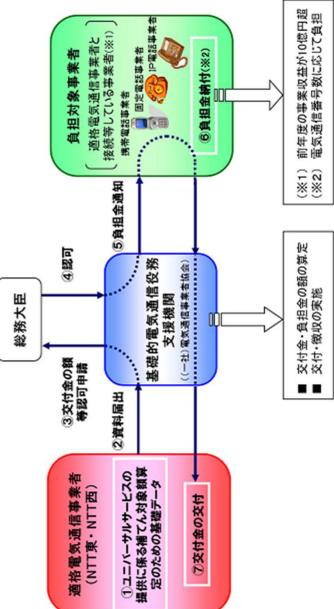
①前年度の電気通信事業収益が10億円超であ 4日現在、20社)。

②総務大臣から電話番号の指定を受け、その番号を最終利用者に付与していること。

負担対象事業者は、利用する電気通信番号 電話番号)に応じて負担金を拠出。 ※主な負担対象事業者

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT東日本、

NTT西日本 等



参考事例3「空港ターミナルにおける旅客取扱施設使用料

規模改修(※)を行った場合、整備・運営の費用回収を目的とした原資とするため、空港ビ ○航空旅客ターミナルビルの管理主体(空港ビル会社)が航空旅客の使用する諸施設(空 港内移動施設(動く歩道、エレベーター等)、フライト情報表示システム等)の新設又は大 ル会社が利用者(航空旅客)から施設使用料を徴収するものである。

なお、航空旅客から徴収する料金については国土交通大臣の上限認可を受け、料金設 定することが空港法により認められている。 ※航空系事業(滑走路等)と非航空系事業(ターミナルビル等)の経営を一体的に行う空港特定運営 事業の公共施設等運営権を有する者については、新設又は大規模改修の場合に限られない。 ※国土交通大臣は、認可にあたって、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加え たものを超えないものであるかどうかを審査」することとなっている。(総括原価方式)

国内で導入している空港の例(国内線)

国力線	羽田空港 発着	成田空港 (1,2TB)発着	中部空港 発着	北九州空港 発着
	290円	440円	310円	100円
ナ ぐ	140円	220円	150円	20日

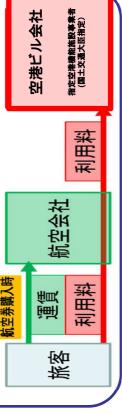
上限認可の審査基準】

- (「旅客取扱施設利用料の上限認可審査等取扱要領」より)
- ①対象施設の範囲一旅客取扱施設(コンコース、手荷物取扱施設、待合室、保安検査場等旅客の共通の利用に供するもの)
- ②対象原価の範囲一①に関連する支払利息、減価償却費、租税公課、保険料、機収手数料、本社経費、修繕費、資本報酬、人件費、地代、光熱費、清掃費等
 - ③原価計算期間-原則として3年

※航空旅客ターミナル施設のバリアフリー化に対しては、国による補助がある。

利用料支払いスキーム

航空券購入の際に、航空会社が運賃と併せて旅客 から徴収し、空港ビル会社へ支払われる。



【羽田空港の例】

【ガルエルのパル】 第2ターミナルの供用開始(平成16年12月)及び第1ターミナルのリニューアルを契機に、平成17年4月より導入。

基本運賃収入の一部と加算運賃収入による資本費回収まで設定可能

現行の基本運賃の 該路線の利用者 汌 目的として、 費用増加に対応するため、 限運賃 イを 上限額に「加算」するかたちで設定される上 対して基本運賃に加えて追加負担を求めるこ 多額の償却費等の 10 世に 新線開業| 0

参考事例4「鉄道の新線建設に係る加算運賃制度

→減額後の再増額は不可 廃止は報告 迁 →減額は届 設定 で実施運賃を 上限の範囲内

加算期間の考え方

- I目的·効果
- 多額の償却費負担等が経営に与える影響を緩和
- → 収支改善効果、新線整備投資へのインセンティブ効果
- 受益者と他の利用者との負担の公平性の確保 → 路線全体の運賃値上げ回避、路線全体のサービス向上
- ■加算運賃の対象者 新線区間の利用者
- ■加算運賃設定時の審査(鉄道事業法に基づく上限認可)
- 加算対象路線に特化して審査
- つ 具体的には、基本運賃収入に加算運賃収入を加えた新線の総収入 が、人件費、経費、修繕費、減価償却費、事業報酬等の新線に係る総 括原価を超えないことを確認 (全体路線審査、ヤードスティック方式は行わない)
- L協議等 運輸審

車輸審議会への説明、消費者庁への協議

■加算期間

定額の 新線区間の供用開始から、<mark>加算運賃収入と基本運賃収入の一</mark> 充当により資本費の回収が完了するまで

■基本運賃収入からの回収額

与があり回収に充当されているとの考え方に立って、鉄道事業の最終利益から基本運賃収入の全線に占める 基本運賃収入等で路線全体の運営がなされている中で生み出された利益についても、当該投下資本による寄 加算区間の割合により按分して算出した加算区間部分の額を、基本運賃収入からの回収額とする。

都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会 委員名簿

(敬称略・順不同)

座 長

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

委員

秋池 玲子 ボストンコンサルティンググループ

シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授

喜勢 陽一 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部長

武田 健太郎 東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営管理部長

春名 幸一 西日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 副本部長

井上 晋一 京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 計画管理部長

戸田 匡介 東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部 統括部長

中村 規彦 阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 都市交通計画部部長

鈴木 章文 一般社団法人日本民営鉄道協会 常務理事

藤井 直樹 国土交通省 鉄道局長

山上 範芳 国土交通省 鉄道局次長

オブザーバー

河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事

一般社団法人全国消費者団体連絡会 前事務局長

長井 総和 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課長

中島 高志 東京都 都市整備局 都市基盤部長

事務局

岡野 まさ子 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課長

都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会 開催状況

平成29年7月31日(月) 第1回検討会 都市鉄道の現状及び利用者ニーズの高度化等について

平成29年8月17日(木) 第2回検討会 鉄道駅におけるバリアフリー化の現状及び費用負担のあり方等について

平成29年9月26日(火) 第3回検討会 関係事業者等のヒアリング① 【ヒアリング対象者】

鉄道事業者(JR東日本、JR東海、JR西日本)

平成29年10月17日(火)第4回検討会 関係事業者等のヒアリング② 【ヒアリング対象者】

> 鉄道事業者(京王電鉄、東急電鉄、阪急電鉄) 消費者団体(日本消費者協会)

平成29年11月8日(水) 第5回検討会 論点整理

平成29年12月20日(水)第6回検討会 中間とりまとめに向けた議論

平成30年2月13日(火) 第7回検討会 中間とりまとめ(案)について